

# 第 11 回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ 議事録

- 【日 時】 平成 23 年 7 月 10 日（日） 13:00～17:00  
【場 所】 茅ヶ崎市役所本庁舎 7 階研修室  
【出席者】 市民：17 名、茅ヶ崎市職員：10 名、コンサルタント：4 名

## 議事次第

- |         |         |
|---------|---------|
| 1. 開会   | 3. 全体討議 |
| 2. あいさつ | 4. 閉会   |

## 1. 開会

事務局(石井)

13時となりましたので、第11回の「市民参加条例」策定に係るワークショップを始めさせていただきますと思います。  
開催に当たりまして、市民自治推進課長の山田よりごあいさつを申し上げます。

## 2. あいさつ

山田課長

◎「市民参加条例」策定に係るワークショップの開催にあたってのあいさつ

今日、梅雨も明けまして、こんなに暑い中を、また、日曜日の午後という貴重な時間を、この市民参加条例のワークショップに参加していただきまして、ありがとうございます。皆様の茅ヶ崎市に対する熱い思いが私どもに伝わってきて、私も職員として、本当にその思いを感じて受けとめて、しっかりしていかなければいけないなと思ったところでございます。

さて、このワークショップも、あと、今日を含めて2回となっております。この2回で、これまでのワークショップで話し合われたことをまとめていただいて、いよいよ次は条例の文案の作成に入っていきたいと考えておりますが、細かいところで進め方等、いろいろご意見がおありでしょうから、その都度、私どものほうと話し合いをして、ワークショップのまとめを、また条文をつくっていければと考えております。皆様の、全市民のための本当の市民参加条例ができるように、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、お願いいたします。

### 3. 全体討議

事務局(石井)

配付資料の確認をしたいと思います。

本日お配りした資料ですが、資料11-1として、プログラムをお配りしております。11-2につきましては、条例案検討に向けた意見のまとめという冊子になっております。それから、11-3につきましては、各グループのまとめになっております。グループごとにとじ込んでおります。11-4と11-5につきましては、前回もお配りしておりますが、アンケートの関係の書類になります。

以上、5種類の資料になります。お手元にはない資料、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、早速始めたいと思います。ファシリテーターの白鳥さん、お願いいたします。

ファシリ

皆さん、こんにちは。今日もよろしくお願いいたします。

テーター

今日は、プログラムにありますように、13時から17時というところで4時間での検討を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(能率協会:白鳥)

プログラムにございますように、最初に、先ほど課長からご説明ありましたけれども、一応、今回と次回で、ワークショップとしてのまとめというところを仕上げていきたいという予定になってございます。

そして、今日は、11-2という資料がございまして、これをベースに、皆さんの共通意見を確認しながらまとめていきたいというところが考え方でございます。11-2の次の資料につきまして、つくり方を説明しておきますと、1ページのところで見ると「共通する意見・考え方」というところが一番上にございます。ここのところの内容を、今日は、前にプロジェクターを用意してやっておりますので、皆さんの意見を直接入力させていただいて、それを確認しながら合意していただくというような基本的な流れを考えてございます。

今のところ、「共通する意見・考え方」につきましては、2ページのほうで、「ワークショップの意見」というところでA、B、Cとありまして、ここはこれまで意見がなかったので空白になってございますけれども、例えば5ページ、6ページというところになりますと、6ページで各グループの意見があつて、そこから共通するところが引っ張り出せそうな部分につきましては、「共通する課題認識」、それから、それらを踏まえた「共通する意見・考え方」というところで抽出してございます。今のところ、この抽出の考え方としては、2グループから同じ意見が出ていると判断できたものについて現時点では入れているというようなところでございます。今日、議論しながら、1グループしか意見が出ていなくても、これはよいというようなことであれば、それを「共通する意見・考え方」というところに持っていきたいという考え方でございます。ここの部分が条例の骨子と申しますか、ワークショップの中で示したい骨格と申しますか、そういうところにしていくような流れを考えているという資料でございます。

進め方としましては、意見が割りと出ている部分が、目次で言いますと「市民参加の方法・仕組み」でございまして、今日は、2番の「市民参加の方法・仕組み」をまとめていきたいというところでございます。次回につきましては、その続きと、それから、1番の基本的項目、それから、3番の市民参加推進の仕組みや体制、条例の見直しといったところをまとめていければという予定で考えてございます。

以上が今日の進め方と、今回、次回でのやり方ですけれども、ここまでで何かございますか。

青木(有)さん

ここ2回ばかり欠席したもので、見えない部分はあるんですけども、今日の進め方が1つあって、先ほどの、課長がおっしゃったように、ワークショップとしては予定された2回で終わりにして、あと、まとめに入っていきたいというお話もあったように思うんですけども、あと、まとめというか、条例文案と言うんですか、そこら辺のプロセスが見えないと、この2回で終わりという意味合いがどんなふうなことなのかということがちょっと見えないので、全体の条例案の策定に至るスケジュールというものの考え方を示していただきたいんですよ。そうしないと、この2回でどんなふうにとまとまるものなのか、その後がどうなのか、それが見えないと意見出しにくいということがありますので。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

今のところ、そこは、プログラムの全体討議③のところ、アンケートのご報告と、それから、条例案の検討に向けた今後の進め方ということで、市さんからお考えを示していただく想定をしていたのですが、プログラム、資料11-1の全体討議③、下から2つ目のボックスです。

青木(有)さん

もう一点、質問でいいですか。その辺が1つ、大きな枠組みとしてどうなのかなど。それと、これをまとめたプロセス、どなたがまとめられたのか、どういうやり方でまとめられたのか、そういうのもちょっと念のために確かめておきたいんです。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

この11-2をまとめるベースとなっているのは、お手元についている11-3の資料、これが各グループのまとめの資料でございます。

青木(有)さん

誰がどんなふうにとまとめたんですか。ファシリテーターのほうでまとめたのか、行政のほうでまとめたのか。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

資料のほうは、我々のほうで案を作成しまして、市が確認して、皆さんに配付しているということです。

青木(有)さん

ファシリテーターと行政のほうでこれをつくったということ。この3つのグループのこれから。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

はい。ですので、ちょっと違うよというところがあったり、そういう部分もあるかもしれませんが、それはちょっとこの場で確認いただければということで考えてございます。

佐々木さん

予定の部分、これからのスケジュールの部分は、まず予定表を示して、それを見せるというところも、逆に、今回の資料に、郵送された資料、もしくは今日の資料に入ってくるのかなと思ったらそれも入ってこないし、予定が、ワークショップが2回で終わり、その後、まとめに入るといっても、まとめの部分、山田課長、今まで言われるように、市民と一緒にやっていくという考え方をするのか、それから、このワークショップのメンバーと一緒にやっていくという考え方を言われていますけど、それが本当に実行されるのか、そういった具体的なものも分かっていなくて、この2回で終わりだよという話というのもそれはそれで納得できないというか、具体的に今後の青写真を示してもらわないと、この協議を前に進められないと思うんですね。だから、その辺はやっぱりやっていただきたいということが1つと。

あと、事前にも配られています11-2の資料ですけれども、実際にここまでまと

めてしまって、具体的に、基本が何だとか、ワークショップのやり方が何だとかという形で項目まで入っていますよね。そこまでまとめてしまって、これに穴埋めをするというやり方で、市民の本当の意見が出てくるのかということが、僕は作り方に疑問があるんですよ。これをもとにやるということが、ここまでまとめてしまったものでやるということが、本当の意見が、本来の意見が出せるのかなというところの僕は疑問があるんですよ。

特に、これを見て、ここの3ページの部分を今日入れていくというお話ですけども、こういうやり方で本当にいいのかなというか、このやり方というのは、ここまでファシリテーターさんにまとめていただいたのはありがたいんですけども、ここまでまとめてしまって、項目も話し合わないで入れてしまっていいのかなというか、僕は、これは、項目までまとめるのは、白鳥さんには悪いですけど、余計なお世話だよという気がしております。以上です。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

最初に、後ろのほうのまとめ方の考え方ですけども、今のところ、項目は、1回途中で出した、盛り込む項目案というものを出していますので、今の段階では、それに即したまとめをしています。多分、この中で、その項目に、おっしゃるとおり、当てはまらない、もっと新しく項目を立てたほうがいいところとか、そういうところは出てくるかと思えます。

ただ、これまでにずっとワークショップでAからCまで話した内容自体は、この中には入ってきているは入ってきているので、これまでの話し合いについては、市民参加条例の検討で、項目出しに活かしていくというところが基本ではないかなと考えております。そこをまた皆さん、意見があれば、他の方からも聞くとして、最初のスケジュールのほうですけども、今時点で、市さんから考え方をご紹介いただいてもよろしいでしょうか。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上が説明させていただきます。

スケジュールにつきましては、申しわけありません、4月30日の際にスケジュールということでお配りさせていただいた資料から、基本的には、今のところまだ動きがないものですから、新たなものはお配りできていないという状況でございます。

その時の資料に基づきますれば、ワークショップがあと2回で一応の結論を見ることができればということですけども、それを踏まえて意見交換会のほうに入ってまいりたいということでございます。並行しまして、今、7月15日から8月15日までの期間でアンケートを行います。そちらの、市民の皆様から寄せられたご意見を反映させた形で、意見交換会のもとになるものをつくっていききたいと考えております。

意見交換会の議論のもとになるものですけども、それは基本的には、本日お配りしております11-2の資料でございますけれども、この中で皆様でまとめていただいたものをベースに、ある程度、条文案の体裁に整えたものをつくって、それをベースに意見交換会をさせていただければと考えております。その条文案の作成に当たっては、事務局のほうで行うのか、あるいはまた、希望者のご参加いただける方を募ってやらせていただくのか、その辺はご意見を伺いながらやらせていただきたいと思います。以上でございます。

中村さん

これをベースというけれども、追加もあり得ますよね。というのは、私、2回ぐらい休んで、その間におそらく議論が大分進んだと思うのですが、私が考えていること

渋田さん

がまだ織り込まれておりませんので。

浜竹の渋田でございます。

お騒がせしてすみません。私の知っている範囲でのことをお話いたします。茅ヶ崎市において、市民条例が平成22年4月1日から施行されています。自治推進課の所管ではなくて、ある課が推進されております。その推進されている課が出された報告書及び検討委員会が、相模女子大の先生も参加されて、市長さんが出席されて、先日行われました。その席上、この自治基本条例が平成22年4月1日から施行されていますが、この中の条例23条、いわゆる監査室というのが茅ヶ崎市にございますが、監査委員とか監査室がありますが、ここの部屋のいわゆる監査した結果が1年たっても出ていませんので、次回には必ず出しますという話になっております。

監査室次長さんには、自治推進課長であった高橋という、山田課長の前任者になっておりますが、その上の事務室長として金子陽一さんがなっておられますが、この件につきましては金子陽一さんがよくご存じですが、皆さんにお伝えします。自治基本条例の他に市民参加条例ができています市町村、2つつくっている市町村が、私の調査では今のところございません。後ろのほうに、自治基本条例と市民参加条例ができていますと、2つ制定されている市町村はございません。それらのことを考えて、監査室次長になられた前自治推進課長さんである高橋君は、私たち市民に対して偽りの行政をしていたことが判明しております。それで、金子陽一事務局長さんも市長さんと相談されて、彼の進退について現在検討中でございます。

皆さんによくお話しします。せっかく自治基本条例が平成22年4月1日、1年前にできているにもかかわらず、何で参加条例ができないか、ということをお話します。こんなまやかし、自治基本条例を薄めるために、市民参加条例をつくらうとしている前高橋自治推進課長、現山田課長の、いわゆる茅ヶ崎市の公僕である、市民の目線に立った市長に反する行為が現在行われているという事実を今日ご報告させていただきます。

それから、司会者の皆さんにお聞きいたします。ここに出しておられる条例その他について、司会者が見ている範囲なのか、それとも司会者が出された範囲が全然別につくられて、市のほうから、今日、私たちのほうに出されているこの文になっているのか、その区分について、いわゆる能率協会の司会者のほうが、この案について、賛同した案なのか、それとも自分が出された案か、全然、100%改良されて、自治推進課のほうから私たちのほうに出されているのかについても、今後、次回までにご検討いただきたいと思います。

はしたない意見を申し上げて申しわけないと思いますが、現在、茅ヶ崎市において、市長さんが施行され、一生懸命されている、茅ヶ崎市24万5,000人の市民のための目線に立って茅ヶ崎市のことを推進したいという、3期目になられた、41歳から49歳まで、49歳から53歳までの3年間において直そうとされている市長さんの気持ちを、皆さん方もお聞きください。よくご理解のほど。

石塚さん

まず、この項目をこういうふうにとまとめるということ全体で論議しているわけではないと僕は思っているのですが、たまたままとめるのは、みんなの意見をまとめることに対しては一応了解しました。ただし、このような項目でまとめるということは趣旨が違っているんじゃないかと私は思います。

それから、逆に言えば、この参加条例をやるためには、市民参加をするためには情

報提供がきちつとしないよという部分が前提であるわけですが、その部分が何も書いてなくて、実際に説明責任も何も書いていないわけですよ。白紙になっちゃっているんだから。要は、みんなが論議していることは、参加をするためには情報開示があつて、その情報をきちんと適度に、要求があればどんどん出るような体制にならなきゃいけないのに、その項目も飛ばしておいて、この項目を埋めてくれというようなのはとんでもない話じゃないかと私は思うんですがね。

ですから、逆に言えば、この市民参加条例をつくる時には、情報が共有してないから、行政と市民が。そういう中で参加条例をしていかなきゃならないだろう。そのためには、その権利を先にぼんと抜いたら、最後の5項目のところには情報提供とありますけれども、方法と書いてあるけど、そここのところは何も書いてない。我々、さんざん、今まで10回もこの部分を論議してきているわけですし、そういうところが何も抜けている中で、この穴を埋めてくれというのはとんでもない話じゃないかと私は思います。

村中さん

今、スケジュールのお話とまとめのお話と、みんなごっちゃになってしまっているんで、まず、まとめのほうからお話しさせていただきたいと思います。

私も、この意見のまとめをいただいたときに、メールでいただいた後にすぐに自治推進課のほうにメールを出しました。どうしてこういうふうなまとめ方をしたのかということと、それから、私たちのCグループで出ていました未成熟な情報の話で、情報公開の話もありますし、それが全体できちつと話し合われるということも必要だということも前に話をしていましたし、それから、協働についてもきちつと話し合いをしなければいけないということで、この間、自治基本条例のアクションプランの中でも、山田課長さんが、基本的に考え直さなければいけないというふうなお話をされていたので、協働のガイドラインを策定してしまったけれども、もとへ戻してみたいなお話もあったので、その辺のところもきちつと話し合いをしていかないと、この市民参加条例ができないのではないかと考えていたので、そういう前提のことをどこで話し合うのかということが全然明確になっていないところで、こういうまとめ方を、今まで指針の中にあつたのと同じようなまとめ方をされたというところで私としては不思議だなということ。

それから、行政の方にももうちょっと広く考えていただきたいんですけど、自治基本条例の中で、行政手続の中でパブリックコメントのことも、行政手続条例をつくるのか、市民参加条例の中でしっかりやるのかという話し合いも提案されていますし、審議会の要綱についても、こちらできちつと話し合うのか、それとも別個に話し合うのかということもすごく重要なところだと私は思っているので、そういうような情報をきちつと提示されていないでこのまとめを埋めていこうというのは、やはりやり方としては少し性急過ぎるかなということ。

それから、他のところでも皆さん、多分、出されていたと思うんですけど、今までの市民参加ではなくて、新しい市民参加の方法ということで、日常的に行政参加をする仕組みというのを私はここに書き込んでほしいと思っていたので、それは多分、これから茅ヶ崎市も協議会的なもので考えていかれたりとか、私たちも環境のほうでやっているエコワークのように、日常的に今、既に市民参加をしているようなものもどこに当てはめていくのかというような話し合いも、みんなで共通認識を持たない限りは進んでいかないのではないかと考えているので、そういうものが、ただ「そ

の他」 というふうなところでまとめられるというところでは私は疑問があるなと思っております。

そういうことに関しても、簡単に、協働についてとか、他のところでもう少し広く考えたらいいんじゃないんですか、ちょっと読んだところで疑問があるんですけどというお話をメールで送ったんですけど、ご回答がないんですよ。それは当日お話ししたいと思いますというご回答もあればいいんですけど、それも何もなかったので、私は、どういうふうを考えていらっしゃるかわからなかったもので、ここで発言させていただきました。

それから、スケジュールについては、4月30日にいただいたときもそうですけれども、もう少し具体的にということで、今、村上さんのほうからお話があった状況でも、条例案を誰がどういうふうにつくるかもよくわからない状況で、いつまでにそれを作成されて、意見交換会がどのような回数で行われるのかということも明示されていないというところで、あと2回のワークショップが終わってしまうというのは先が見えないことで、市民としては、どういうふうに市民参加ができるのかというところでは納得できないところなので、是非、きちっとスケジュールは示していただきたいと思います。以上です。

中村さん

ちょっと検討に加えていただきたいんですけども、自治基本条例の中で別に条例を定めるというのがあるんですね。その中の一つが市民参加ですけど、2つあって、1つ目は、情報の共有というところで別に条例を定めるとなっていますし、それから、住民投票のところでもまた別に定めるとなっているんですね。この別に定めるというのを今回やったほうがいいと思うんですが、私はそれをやりたいと思っていたんですけど、そここのところがまず、ここに抜けているんじゃないかなということがあります。

もう一つは、いろいろ自治基本条例の中でも、ちょっとこれはというような内容のものがありまして、私が感ずる内容のものですけれども、一番大きいのが条例の評価ですね。この評価というのが、学識経験者だけがやっていて、市民が参加しない前提になっているんですね。基本的に、この条例をやるには、長い間をかけてだんだん改善していくということが一番現実的な方法だと思うけれども、この場合、市民の意見がどこまで反映されるか。これでは反映されるということはギャランティーされていませんね。そこらが私にとっては非常に問題点だなと思っております。まだいろいろ幾つかありますけれども、とりあえずこの点だけ指摘しておきたいと思います。

青木(有)さん

スケジュールを先に確認したほうがいいかなと思うので。

先ほど、村上さんからご説明あったんですが、4月30日云々ですけれども、山田課長がおっしゃった意味合いを含めた形で、じゃ、それを具体的にどういうふうにまとめていくのかというのは見えてこない、4月30日の資料では。それをこのワークショップメンバーと一緒にまとめていきますということであれば、当然変わってこないといけないわけですよ、その条例素案なり、意見交換会に用いる案のまとめが。それがどんなになるのかというのを、口頭で言われるんじゃなくて、黒板にでも書きながら確認して行って、そういうことだったら、この2回でまとめるところはまとめていいなというふうになるのか、先の進め方によって、今日の、次回の議論の進め方もちょっと違ってくると思うので、さっきから出ているように、今後の進め方の部分を、山田課長がおっしゃった、皆さんと一緒に参加してまとめていきますというのが具体的にどういうふうに保障されるのか、そここのところをやっぱり前提として確かめてお

きたいです。

山田課長

今まで、A、B、Cグループに分かれて、それぞれの課題のことについて話し合ってきましたよね。それについては、私がある前、3月21日に基本的な項目として皆さんに示させていただいて、それに沿ってA、B、Cのグループで今まで話し合ってきたいただいたと私は理解しています。ですから、その部分の、今までやっていただいた部分というのは、しっかりと、今まで話し合いをしてきた部分はまとめていただかなきゃいけないというのは1つあると思うんですよ。

その上で、私が4月から来て、1回、そのスケジュールを変更しました。これは、2回ワークショップを増やして、プラス意見交換会を増やしたと。基本的に、意見交換会の中では、実際に皆さんと条例の文案を、それまで話し合ったことも含めて、追加すべきことも含めて話し合っ、だんだんとその条例文案を固めていきたいと私は考えて、4月30日にこのスケジュールを、以前のスケジュールとは変えて出したと思っているんですよ。

その条例文案を固める部分についてどういうふうなやり方をするというのは、さっきも村上が申しましたけれども、皆さんの意見もいろいろおありでしょうから、その部分は、例えばたたき台をつくってやるのか、それとも全員でやるのか、もしくは事務局と希望者でたたき台をつくるのか、それはいろいろあると思うので、その部分のご意見をお聞きしてやりたいと思っています。ただ、たたき台をつくった上で皆さんに示して、皆さんのご意見をいただきながら、その場で話し合いをしていくことがいかなと私は思いました。ただ、そのやり方については、皆さんのご意見を伺ってやりたいとは思っております。

青木(有)さん

皆さん、ここのメンバーということでもいいんですか。

山田課長

一応、今までと同じような形で意見交換会を行いますということで、やっていきたいと思っています。

佐々木さん

3月21日の時点で前高橋課長と話をし、項目について話をするという形でのグループ討議に入ったということで山田課長は認識されているのかもしれませんが、だれとどういう形で引き継ぎをされたのでしょうか。

我々としては、項目も含めて、白紙の状態から検討するということでのグループ討議を、現状の市民参加の問題点を出して、それで、どういう項目がふさわしいのかという形を新たに出していくということでのグループ討議だということでの打ち合わせをしているんですけども、何か話が違うんですけども。これで、これだけの、このワークショップのまとめに入っているようなものだけの項目でいいなんて一言も私は言っていないし、ちょっと待って、そのつもりで私は議論してきたつもりもないです。新たに、茅ヶ崎市の市民参加条例にふさわしい項目を、みんなで白紙の中から考えていくということでグループ討議を始めたとは思っていますけれども。

その辺が全然、立ち位置が、課長、違うので、今回のまとめの段階でも、こういうものを出してきて、個別手法がどうこう、今までのガイドラインのとおりの個別手法でいいということで市のほうが考えているみたいなやり方をされていますけれども、参加の手法の中に例えば協働が入っていないとか、そういったものを含めて、そういった項目を全部出して、それについて市民参加条例をつくっていく方向で話し合いをするということで私は今までこの議論をしてきたつもりですけども。

すみません、ちょっとつけ足しになりますけど、協働に関しても、自治基本条例に

則って考えますと、自治基本条例は、官民の協働しか、協働として自治基本条例には入れていませんので、市民参加の手法として十分入るんですけども、市民自治推進課は、そういったものも、協働は市民参加の手法ではないというような、そういう状況がまず大前提で話をしているみたいなので、その辺も全然納得できないというか、私としては、この状況の市民参加条例のまとめの話し合いというのはのれないなと思っています。

山田課長

今の佐々木さんのことについては、別に、新しい手法等の話し合いをしないとは私は一言も言っておりませんし、その話し合いは必要だと私はちゃんと理解しています。佐々木さんの考えるやり方というのをちょっと示していただきたいんですけど。今までやった部分については、やっぱりまとめなければいけないと思っているんですよ。その中で新しい手法なり何なりをもちろん中に入れて、茅ヶ崎らしさも含めて、話し合いをしてきた中で、皆さんでつくり上げていくということを私は思っているんですけど。やり方自体は、佐々木さんが言っている、別に無視してやっていたという話ではないんですけど。

濱村さん

日程から先、やろうよ。何か話がいつもごちゃごちゃになる。1つずつきちんとやっていきましょうよ。

佐々木さん

今までのガイドラインがどう運用されてきたかとか、どう反省するというのは、行政の庁内でやる話で、我々は、市民参加条例を新しくつくっていくための話をしなきゃならないので、今までのグループ討議のまとめは、予定としてというか、する予定ですけども、このガイドラインに沿って話をしてきたわけではないですから、その辺だけは一言言わせてください。

石塚さん

それ、確認して、決をとっちゃったらいよいよ。全体に、市民参加しているメンバーが、今、佐々木さんが言っているような話で進めてきたのに、行政と食い違っているわけだよ。全員に決をとって、違うんなら違うと。こじれたまま話をしようといったって、日程にいかないじゃないですか。

山田課長

今までの、とりあえず話し合ってきたこと、例えば項目というのは、確かに言われていることで構いません、その部分が直接、条例になっちゃうんじゃないかとか、そういうふうに思われているのかもしれないですけども、ただ、それについては、そうではなくて、今まで一応話し合ってきたものをまとめた形で、これはこういうことを言ったんだよというのをあらわしただけであって、決して、それが直接、条例に生きるということを想定はしていません。

ただ、今までの一応区切りとして、市民の方々にも、あと4回追加してワークショップをやっていきますといった中で、ある程度、4回を増やした中で、どういうことが話し合われたかというのは一応市民の方にもお出しする必要があると。そういうことで今回、まとめということを出させていただいたという、今回というか、そういうことで今回出させていただいたと、今回と次回ですね。

青木(有)さん

スケジュールのほうを最初に確認ということで、皆さんで合意できていると思うので、先ほど村上さんのほうから、このスケジュールであったんですが、それで、山田課長おっしゃっているように、これまでのワークショップの内容を何かの形でこの2回でまとめようということになっていますよね、それがうまくまとまるかどうかは別ですけども。その中に、ここにはないものも、皆さん、意見があるものは追加して、改善してやっていこうということなので、どこまでやり切れるかは別にして、それは

それで。

それから、その後の意見交換会の資料というのは何になるのか、それを確認したいんですよ。このほかに、市民アンケートを回覧で呼びかけるというやつが何か意見が出てくる。それとこれをどういうふうにまとめて、それは何と称するものになるのか。要は、意見交換会をやる材料を誰がどういうふうにしてまとめるのか、そのまとめること自身に我々が参加できるのか、それとも、行政とファシリテーターのほうで、今言った2つの成果物から意見交換会にける内容をまとめるのか、そこら辺がちよつと見えていないところなんです。何回かこういう意見交換会をやって、合意事項、さらに最終、まとめるということですけども、そここのところのプロセスが見えない部分がありますので、それをお願いします。ちょっと何かを書いて。何に基づいて意見交換会をやるのか。アンケートも加えるけど、これとアンケートに基づいて何かをつくるわけでしょう。

渋田さん

6月29日に閉鎖された茅ヶ崎市の第1回市議会において否決されたことをお話しいたします。茅ヶ崎市のほうから提案された議案が、市会議員になられた28人の方によって否決されました。市長さんが、茅ヶ崎市役所を建て直すという案について市民にアンケートをとるという案が否決されました。これによって、私が後で聞いたところによれば、市民の目線で茅ヶ崎市の運営をするという市長さんの意見が通ったと、市長さん及びその支持者から聞きました。このアンケート調査についても、9月には副市長をはじめ総入れ換えがあるという話も聞いております。ここで慌てて、自治推進課長になられた山田課長が前の高橋課長の意見を聞いて、やるということは絶対だめでございます。皆さんによくお伝えしておきます。必ず市長さんの目線で、いわゆる市民の目線で市の行政をすると言われた市長さんに、皆さんご賛同ください。よろしくをお願いします。

山田課長

一言だけ。全然慌てていないですから。とりあえず、皆さん、市民の方に示した中で、ワークショップはあと2回だということを言っているのです、そのまとめはちよつと出させていただきたいと。その後については、全然、私は慌てているつもりもないし、それは議論の中で、できる部分とできない部分もいろいろ行政とも話し合いをしなきゃいけないし、いろいろなプロセスがありますから、ちゃんとそのプロセスを踏んでいきますから、全然、それで慌てているということはないですから。

青木(有)さん  
事務局(村上)

村上さん、ちよつとスケジュールを出して説明してくれますか。

市民自治推進課、村上、説明させていただきます。

今、ワークショップが7、8、9、10、11、12と、本日は11回目でございます。本日ともう一回、12回目である程度のまとめをすることができ得ればという前提になりますけれども、そこでいただいた、本日の11-2の資料がベースになろうかと思っておりますけれども、それをベースに議論いただいて、項目立て等についても、その形でというわけではございませんので、その辺の部分もご意見をいただいて、ある程度のまとめができれば、それとプラスして、並行して行っておりますアンケートでいただいたご意見で、全く新しいものが出る可能性がございます。そういったものも盛り込んで、それをあわせて意見交換会、8月の多分、後半というか、終わりぐらいいからになろうかと思っておりますけれども、そこでお示ししていきたいと思っております。

青木(有)さん  
事務局(村上)

示すというのは、行政側でつくるということですか。

そこなんですけれども、その資料につきましても、どういうまとめ方がいいのか、

次回になろうかと思えますけれども、皆様のご意見をいただいて、そこで、以前にアンケートの時に、有志の方というか、お時間をいただいてご協力をいただいてつくっていただいたような経緯もございます、そういう形がよいのか、あるいは、皆様、お集まりいただいてつくるのがよいのか、その辺もご意見を伺って決めていきたいと。私どものほうに一任いただけるのであれば、それはそれでそういう形もあるでしょうし、その辺も次回にご意見をいただいて決めていきたいと思っています。以上でございます。

石塚さん

ワークショップの意見の整理があるでしょう。6月、7月のところ、その部分、その文章。「全体の意見の調整」でしょう。それから、その下に「条例のイメージ等の大枠の整理」とあるけど、そっちはできないんじゃないの。やれるの？今みたいに、ワークショップは、ある部分の中でこういう課題があるよということは言ったけれども、イメージの部分なんて整理なんかはできない。やれるって、今。どういうふうにまとめるつもりでいるの。そこのところがわからない。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。

基本的に、本日の11-2の資料に沿うかはちょっと別ですけれども、ああいう形で、ある程度項目を整理していただくと、それが概ね条例のスタイルに、大枠に移行していきけるのかなと理解しています。ですから、そこで何かかけ離れたものをつくるというわけではなく、このワークショップでまとめていただいたものが、結論として大枠的なものになるのかなと理解しています。

石塚さん

今のその話は、そういうふうに思いますと言っているのはあなただけであって、我々は、市民参加、さっきも言ったように、情報の共有の問題で、協働の問題だとか、それから行政手続だとか、そういうのは全部入ってくるでしょうと。それを全部すっ飛ばして、こんな項目だけで、話はまとまらないじゃないか。市民参加にならないよ。

市民参加するときには、目、鼻、口から全部、五官で感じなきゃいけないのにさ、目、鼻を伏せて、耳はふさがれて、口は、しゃべろうとしたら、猿ぐつわをさしているみたいな感じの話をまとめようと言っているのと同じようなことを言っていると私は思うんだけどね。とんでもない話だと思うの。だから、そこが違っているよと言っているの。項目をこういうふうにまとめること自体がおかしいんじゃないのと。誰もこういうことを、今までのワークショップのまとめをすることはオーケーですよ。今回の部分の中で、A、B、Cの分をとらえたときに、その肝心なことが全部抜けているんですよ。

つまり、市民参加に必要なことは何かというときに、その考え方や動作の起点の問題が、さっき言った項目の中に入っているわけですよ。その項目を飛ばしておいて、さあ、私が言ったことに対してこっち向きなさいということをして市民参加でやろうとするから、こんな項目になっちゃうんだと思うよ。だから、そこが違うよ。市民の、茅ヶ崎市としてきちんとつくろうよと言っているのに、この項目でやること自体は私は反対です。そこが大きな違いです。以上です。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。

今、ご指摘の、落ちている部分というのがございますので、その部分を含めて、全体会なので、どういう討議ができるのかという部分はあるんですけども、ワークショップの中でご意見をいただいて、もしそこである程度、その重要な欠落している部分が議論として尽くせないということであれば、次回でまとまらない、また、こ

のワークショップ自体、もう少し回数を重ねていく必要があるのかなと思います。そういうところで議論を尽くしていただければと考えています。

蔵前さん

こんな形で始めると、今日、思わなかったものですから、いただいたときもびっくりしちゃったんです。もう何かでき上がっちゃっているというか。そうじゃなくて、先ほどもどなたかがおっしゃっていましたが、項目とかそういうものは、私たちがいろいろ考えて、そしてすり合わせていって、A、B、Cと分かれたのは私はあまり好きじゃなかったんですけど、やっぱり何か時間が無駄になっちゃったんじゃないかなとか思ってしまう部分もあるんですが、また反面、みんなで意見が言えたので、それはそれでいいと思うんですが、すり合わせをみんなで、これ、残そう、これ、要らないじゃないんだけど、すり合わせも何もしないうちに全部でき上がっていて、それでもって、これに従って何かやりましょうという無理があるんじゃないかなと思うんです。

だって、この中に抜けているものを出そうといったって、そういうことじゃなくて、根本から、こんなふうにはでき上がっているんじゃないで、私たちがやりたかった、これが市民参加だと思うんですけど、自分たちの参加条例なんですから、行政の参加条例じゃなくて、私たちの参加条例ですから、私たちがやりたかったなと思いました。これが自分の意見です。

中村さん

またそれに関連してですけど、本当にこれを市民の意見を反映させるには、今、何が問題なのか、どういうことが今まで問題だったかという問題点をまず共通認識をして、これが第一歩ですよ。そして、そういう問題点があったときに、それじゃ、条例でどういうふうに対応しようというようなことを議論を進めていく。これでない、まとまったというか、本当の実効ある条例はつくれないと思うんですね。

例えば、市長のあれで問題がありまして、市庁舎建てかえのときの検討委員会というのをつくったんですね。そのときの検討委員会は、市庁舎の建てかえ、もしくは耐震改修、どちらにするかというふうな検討もされるところだと思っただけですけど、結局は、建てかえを前提にして意見を出してくださいと、こういうやり方をしているんですね。これは、市民参加にはならないですね。行政が、こう決定しました、市庁舎を建てかえることを決定しました。この決定に基づいて、どういう施設をつくらいいか、そういう話をしてくださいと。それに反対した人はやめましたよね。さらに悪いことには、市長はパブリックコメントもやりました。パブリックコメントもやって、大方の人が、耐震改修をしたらいいんじゃないですかという意見が多かった。ところが、市長が、つい最近の選挙で言われたことは、市民の意見を求めて、それでこういう建てかえに決定しましたと、こういうことを言われているんですね。これは全く、市民参加というか、この精神にもとるもの。

こういう問題を踏まえて、それじゃ、どうしたらいいか、そういうことを防ぐにはどうしたらいいかと、そういうことを検討するほうがよっぽど効果的ですよね。

佐々木さん

僕も皆さんの意見と一緒に、しかも、村上さん、これを意見交換会で使うと言ったでしょう、要は、条例策定に向けた意見交換会で使うと言ったでしょう。それだったら、ガイドラインは骨子案ですから、これで条例をつくってください、これで検討しましょうと言ったほうがまだましじゃないですか。

これ、11回、12回、無駄に我々がやってきたの。我々、市民参加条例の大まかな骨子をつくって、それで、意見交換会の中で条例案としてつくっていくためにワー

クショップをやってきたんじゃないですか。ここで唐突にこんなものを出されて、だって、これ、報告書で使う気ですよ、平成23年何月って表紙までついちゃって。これをもとに進めるんだったら、一番最初に配られたガイドラインで、これ、骨子にするから、これで市民参加条例、茅ヶ崎市はつくるから、おまえら納得しろと言われたほうがよっぽどすっきりします。これを使うのであれば、これ、1回白紙に、これ、1回まとめは必要かもしれないですけど、こういう形じゃないまとめをつくって、そのほかにあと一、二回やって、市民参加条例の大まかなイメージ、この骨子に近いような状況のものをワークショップの中でつくって、それをもとに意見交換会をしていただいたほうがよっぽど私はいいと思いますし、そうしていただきたいと思います。

青木(洋)さん

まず、スケジュールのほうから整理していただきたいかなと思います。先ほどから何度も出ているかと思いますが、行政側からは、課長、そして村上さんのほうからも、今後、ワークショップの回数だとか、そんなに急いでいないかというご意見をいただいているわけですから、じゃ、具体的に、このワークショップは何回まで延長する、あるいは、それは中身で延長するのか、回数で延長するのか、国会じゃないですけども、一定のめどがついたらワークショップを終わりにして次の段階に入るのか。

今、そこで書かれている6月、7月のところの、ワークショップ全体の云々、「条例のイメージ等の大枠の整理」とありますね。それがずっと延長されて、いつぐらいまでそれが延長されるとか、その具体的なものを示されないと、例えば今、中身の話にも入っていきたいんですけども、そこに入る前に、期間的に、課長のほうからコメントをいただきたいのですが、いつまで延ばせるのか、あるいは、もっと本当に一定のめどがつくまで延ばせるのかどうか、それは中身で延ばせるのか、回数で延ばせるのか、あるいは、来年の議会までにはどうしてもやらなければいけないのかどうかとか、その辺をきっちりスケジュールをまずつくっていただかないと、じゃ、中身はどうするかという話にはならないんじゃないかと思うんですが。よろしく願います。

青木(有)さん

ここの表で見てのことで、12回というのは今、予定されていて、ここの今日の分がどこまで作り込めるかということは1つありますよね。それともう一つは、アンケート、下の大きな四角がアンケートですよ、これ。これが先ほどのご説明だと、8月15日まで意見を求めるとおっしゃっていたので、8月15日まで出してもらった意見を何かの形でまとめて、それと、これでもって意見交換会資料というふうにおっしゃったものをつくるということなんですか。

それが、村上さんがおっしゃったように、まとめが十分できない場合に、若干、回数増ということもあり得るとおっしゃいましたよね。8月15日までの市民アンケートと、これが若干延びるかもわからないということをおっしゃって意見交換会資料をつくるということですよ。その意見交換会資料というものに基づいて、さらに、その下のほうに主管課調整会議ですか、そこの間で意見交換をして、それで条例素案をまとめるという予定になっていますよね。

そこのところのこれとアンケートでもって意見交換会資料。その意見交換会資料は、このワークショップメンバーも場合によって入ってまとめるというお話をされていたので、そこのところのイメージがもうちょっとクリアになれば、皆さんも納得して具体的な作業に入っていこうというふうになるんじゃないかと思うので、その意

見交換会資料というものが次のステップであって、それから条例文案というものがあって、それにどう我々が参加できるのか。スケジュールにあまり追いつけられないで、十分、内容の意見交換を尽くせるのか。そこのところだと思うので、その考え方をもうちょっと補っていただければ、私は理解できているんですけど。

山下さん

こういう話をすると皆さんにしかられるかもわからないんですけども、今までずっと会議に出ているんですが、船が山に登ったり、川に流れたり、海に行ったり、何か全然まとまってこない。いつになったら結論が出るのかなと思っておりまして、そうしたら、おそらく私は、この資料を送っていただいたのが、結局、たたき台をおつくりになったんじゃないかと、善意に解釈すればですよ、たたき台をおつくりになって、その項目に足りないことがあったらつけ加えてくださいと、こういうことがだめだよとか、そういう意味でお出しになったんじゃないかと私は思うんです。

だから、全然、行政が、特に意見を左右しようとする意思がなくて、全部白地が多いんですよ。だから、皆さんのほうで、この項目ごとに検討して、まだ足りない項目があったら、これが足りないよと、こういうように言っていかないと、おそらく1年たってもこれはできないんじゃないかと思えます。以上。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

事務局(村上)

事務局側の意図としては、山下さんのご意見のように考えています。

市民自治推進課、村上です。

まず、スケジュールのことについてですけれども、すみません、ちょっとイメージがつかみにくくて申しわけないのですけれども、基本的には、このワークショップの中で欠落している意見も含めて、そういった部分を補っていただくことも含めて、今回、資料の出し方として、ある程度、そういうまとめとして使うという意図のものでは全くないので、それは申しわけございませんでした。そういう意図では決してございませんので、そういう中で議論を尽くしていただいて、それをベースに意見交換会へつなげていくというのが大前提にまずなります。

それと並行して、今、自治会を通じて回覧をお願いしまして、7月15日から8月15日の間でアンケート調査を行います。そこでまた新しい意見をいただけたらと思っていますので、そこでいただいたものも含めて、それもお示しした中で意見交換会へつなげていくと。その意見交換会で、要は、その話し合いの議論のもとになるたたき台と申しましょうか、そういう土台になるようなものというのが必要になるかと思えますので、そういった部分のつくり方につきましては、事務局でつくるのがよいのか、あるいは皆様方にお力をお借りしながらつくるのがよいのか、その辺もご議論いただいて、つくってまいりたいと。それをベースに意見交換会の中で議論していただきたいと思っています。

その中で、この下のほうに、今、消えちゃっていますけれども、協働推進主管課調整会議という、そのメンバーの職員が参加しておりますけれども、そことの連絡をとりながら、場合によっては出席も、今回と同様に出席を求めたりするケースもあろうかと思いますが、そういうところで意見調整をしていきたいと思っています。それが終わった段階で、ですから、今ここは、スケジュールは今年度内に完結するように書いていますけれども、もしどうしても議論がというところであれば、またそれはそのときに考えなきゃいけないかなと思っていますけれども、現状では、今年度内に議会

提案というところでスケジュールを組ませていただいております。

以上でございます。

幸村さん

私は5月からの途中参加ですから、その前段階のいろいろの議論は詳しく存じませんが、今日現在、当面、問題になっている、そこに書いてある意見交換会は、どういうデータを提供して意見交換会をするのかということによって、意見交換会が、今日現在のこの状況と、意見交換会をやるための予定される期日に対して、これから何ができるか、何をやらなきゃいけないかということによって決まってくるんだらうと思うんですが、意見交換会で広く市民に、こういう条例をつくりたいと思いますよということを多分やるんでしょうね。

そうしたら、その原案は、ご意見が特になければこれでいきますよというものが必要なんじゃないかなと、そこまで議論を尽くしてありますと。そうじゃないと、意見交換会をやったらやたらに要望が増えて、もう一度その素案をつくり直さなきゃならないというような状況で意見交換会が終わってしまうということは、多分、意見交換会は失敗なんじゃないかなと思いますので、意見交換会のためにどこまでを準備するかということによって、意見交換会が今日からあと何日後にできるということスケジュールが決まってくるんだらうということが1つ。

それからもう一つは、私は、意見交換会というのは、ご意見がなければこれでいきたいと思っていますという原案を示す段階が意見交換会の時期かなと思います。

それからもう一つ、色々たたき台、まとめ方、ご意見出ていますけど、私は、このワークショップのメンバー一人一人が、希望すれば自分で原案をつくってみると。その原案を集めたらこういう結果になって、こういう素案になるはずですよと、そういうことを全員でやったらどうかと。ただし、期限があるでしょうから、1カ月でそれをやってくださいとか、そういう期限つきで、自分がつくりたい条例案を自分でつくってみると。それを集めて、その中から最大公約数なり、絶対不可欠な項目を大事にした市民素案をつくると。そんなやり方をやる必要があるんじゃないかなと、そう思います。以上です。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。

今の幸村さんのご提案についてですけれども、基本的には、ある程度、皆様、ワークショップの中でいただいた、先ほどからの繰り返しになりますけれども、ワークショップでいただいた結論をベースに意見交換会へつなげていきたいと思っていますので、そこである程度固まったものというののできてくれば、まるっきり、そこからまた一からのお話をするということはないのかなと考えています。

それから、2点目の、条例案を各自がというご提案ですけれども、そういうのも一つの方法かなとは思いますが、もしそういう形でいうところであれば、各自お持ちよりいただいたものの最大公約数を拾ってというのも方法とは思いますが。

幸村さん

いや、最大公約数を拾うことだけでやるんじゃなくて、とりあえず皆さんが、自分のつくりたい、具体的な条例案を出してみる。その一部は、ワークショップのグループごとにそれぞれ、既に出ているご意見と重なるかもしれませんよ。だけど、条例としてそういうものを文章化してみると、そういう作業をやったらどうかという提案です。

事務局(村上)

ありがとうございます。市民自治、村上です。

基本的に、今までいただいたご意見については、今までの資料の中でペーパーにま

とまっている部分がございます。その中で今回まとめた部分というのが、これはファシリテーターのほうにまとめていただきましたけれども、そこの中で落ちちゃっている部分、あるいは全く欠けている部分というのがあるかと思えます。その部分、ご指摘いただいて修正いただければと考えております。また、新たにご意見等をペーパー等でいただければ、それはまたそれで議論させていただきたいなと思えます。

以上でございます。

渋田さん

よろしいですか、ご回答があったと思えますので。浜竹の渋田でございます。

たびたび申しわけないと思えますが、今日は7月10日です。15日には自治会へ対してアンケート等をとるというお話で、前回もあったんですが、その件について、アンケートの内容、自治会にアンケートをとる内容ができていれば、今日、本来ならば私たちのところに示されるべきだと思います。アンケートの案ができていれば、私たちのところへ配付される資料に入っていなければいけないはずで、示されると思っています。前回、ゼロ歳から10歳までの人とか何かというアンケート案でございましたので、ちゃんと本当にこの会で認められて、7月10日、15日以降、自治会等へアンケートをとるといようなお話が初めにあって正しかったと思えます。それが1番です。

それからもう一つ、前回の会議が終わった後、素案をつくるという方が私を含めて2人あったということ自治推進課のほうから聞きました。そして、1人の方は、数日後に、いわゆる条例案は私には作りませんというお話がありました。私が、条例案について素案をつくってきますよと言って自治推進課のほうへ申し上げたところ、自治推進課のほうで案をつくったというご意見がありました。それでは、今度の10日のいわゆる会議において、案が示されるんですかとお聞きしております。その案について、ここに出されたのが自治推進課の案と思われま。しかしながら、これは、私たち、この会議に参加している人間の総意をまとめた案ではないと思われま。

以上、長くなるといけませんので、お話ししますと同時に、司会者である能率協会さんが認知されている案でないということも私としては承っております。能率協会さん、司会者のほうからは確認のほうをよろしくお願ひします。

以上、3点について、蛇足ながら申し上げました。

若い人は、市長さんの言われたように、市民の目線に合った自治会へのアンケート調査であるように、この皆さんの意見を聞いてつくっていただけるようお願いいたします。茅ヶ崎市長さんも49歳、3期目になられましたので、市長としての自治を推進されるということを私はつけ加えておきます。

青木(有)さん

アンケートが出てきたところで、それを加えて意見交換会の資料をつくる。その資料に基づいて、調整会議と意見交換して条例案をまとめると、そういうことでいいですか。

ファシリテーター

各委員から条例案みたいなものを出してみようというところについては、もう一度、最後の場面でお諮りさせていただく形でよろしいですか。

(能率協会:白鳥)

(「いいよ」の声あり)

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥) そうしましたら、中身のほうで、今の案について、今までの中で出てきた大きな話  
で言いますと、協働というところが抜けているというところと情報共有というのがない  
と、それから、住民投票をどうするか、それから、生の意見といいますか、よりス  
トレートな考え方が反映し切れていない部分があるのではないかと、というところが大き  
なところかなというように今のところ理解していますけれども。

中村さん 先ほども言いましたけれど、条例の検証というところが、基本条例では学識経験者  
しかないんですよ。学識経験者というのは別に市民でなくてもいいので、そのところ  
は基本条例はちょっと不足だ、不足というか、無理かなと思っているので、それを  
この参加条例でどのように改善していくか、そのようなことも検討してみたいと思  
いますけれど。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥) 今の話は、どちらかという自治基本条例の改正につながるようなところの議論が  
主という、そういうことですよね。

中村さん そうです。したがって、市民参加の場合に、いろいろ運営していますよね。そうす  
ると、不具合がありますね。だから、不具合があったときに、どのようにその条例を  
改正できるのか、しやすいようにするにはどうしたらいいかという、そのところが  
今の基本条例ではできないことになっていますから、そのところは検討していきたい  
。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥) 大きな3番のところで、仕組みや体制とか、条例の見直しのところがありますので、  
ここの中身というところで議論していただくと。

中村さん そうですね。はい。

濱村さん 今の3番というのは、市民参加条例の評価も入るという考え方なんですよね。やっ  
ぱり市民参加条例をきちんと評価するような場面というのは必要かなと私は思っ  
ておりますので、それを大いに議論していただきたいなと思っております。

中村さん もう一つあります。それと、パブリックコメントでもいいですが、そういう市民の  
意見を求めて、その意見が集まったところで、行政のほうでいろいろ解釈するん  
ですけど、先ほど言った市長の例みたいに、ご都合よく解釈するので、これは何とかね。  
要するに、私たちは、こうこうこういう理由で市民が建てかえを賛成したと解釈、市  
民のパブリックコメントで意見を求めた場合には、そこまで行政がちゃんとやらない  
と、ご都合のいいところだけやってということがないようにしたいと、できたらと思  
うんですけど。

幸村さん 要するに、私が、条文をそれぞれがつくってみたらと提案するのは、今のよう  
なご意見は当然出てくるだろうと思うからそう言うので、私だったらこういう条文をつ  
くって、こういう行為を絶対起こさない条例にしたいと思えますという、言ってみれば  
条例に魂を込めるという意味なんです。だから、それを皆さんはおつくりになるお  
つもりがあるかどうかはわかりませんが。

あるまちでは、そういう委員会の委員が一人一人、条文をつくって持ち寄って、そ  
の条文ごとに、誰がつくって、どこの項目に相当する条文をつくったんだというコー  
ドをつけて、それをきちんと分類して、これで皆さんの衆知が結集できた条文案とし  
てできましたと、履歴が全部わかるような、そういう市民参加条例をおつくりになっ  
ているという例もありますし、それから、当然、対立があるわけですね、条文同士が

対立する、Aさんの条文がいい、Bさんの条文がいいと。そういう場合には、きちんとそれを交通整理するファシリテーターが専門家としてついていると、そういう体制の中で条例をおつくりになるまちが相当多いようにも聞いておりますので、私たちはそこまでやれるのかやれないのかわかりませんが、少なくとも、いわゆる私だったら、これからのまちのためにこういう条文をぜひ条例化したいという気持ちをあきらめず、一番いい、直接の方法じゃないかなと、そういうふう思うわけです。

ファシリテーター

(能率協会:白鳥)

情報共有の話ですけど、それは今のところ、2-1(5)のところで入っているんですけど。

石塚さん

内容はね。逆に、こっちの、考え方の上側に行くんじゃないかと思う。

ファシリテーター

(能率協会:白鳥)

そうすると、とりあえずといいますか、市民参加条例策定に関して大切にする考え方みたいなどころでは、もっとこれの上に入るという。そこで市民のこれまでの反省といいますか、市民参加に対する反省といいますか、こうしなければいけなかったみたいなどころの考え方を入れると。

中村さん

ちょっと細くなっちゃうんですけど、条文を見ると、自治基本条例もそうですが、主語がないんですね。促進するということは、じゃ、だれが促進するかというのを、本当は市民もそうだし、行政側もちゃんとやらなきゃいけませんけど、あれだけを見ると、条文が促進するようになっているんですね。だから、そこらあたりも、市のほう、行政のほうが本当に積極的にそれをやる。それはいろいろとあるかもしれないけれど、そのところをもっともっと強調したほうがいいと思うんです。見ていただくと、おそらくほとんどのところが、主語がないところがいっぱいあるんですね、この基本条例には。

益永さん

始まって1時間半たっているんですけども、かなり混沌としている気がしまして、青木さんから提案がありました。まずはスケジュールを確認して、回数なのか、中身なのか、今年度中に制定することですけども、果たしてそれが可能なのか。

今、コンサルタントのほうでまとめられたもの、資料11-2は、私はまるっきり否定するものではないと思うんです。いろいろ意見が出て、それは従来型の項目立てで整理されたもので、これの問題があるんだったら、それをもっと組みかえとか、新しい項目を入れるとかして、空白のところをもっともっと私たちが実際に作業をしながら入れ込んでいくというような作業をもっと具体的にやって、こういう議論も大事ですけども、そういった形、今の思いを形にするような、作業をしながら詰めていくというようなワークをぜひやって、それがどのぐらい時間的に必要なのかといったところを想定して、スケジュールをお示しいただきたいなと思います。

幸村さん

同じです。

ファシリテーター

(能率協会:白鳥)

もう少し市民の皆さんが、自ら、このまとめに近いところまでの作業をするというところについては、どうですか。

濱村さん

今、具体的に、中村さんなんかから出された、そういう意味で出されたんでしょう。だから、そういう形で今、進んでいたわけでしょう。それで、さっきの意見とどう違うんですか。

ファシリテーター

この全体でやるとあまり効率がよくないから、もう少し別の場でやったほうがいいんじゃないかと、そういうご意見という理解でいいわけですね。

(能率協会:白鳥)

益永さん

そういう意味でもないんですけども、いわゆるばらばらの議論をしてもあれなので、スケジュールについてやるのであれば、具体的に何月何日までに何をやって、何月の議会にどんなことを諮るために何が必要だからといったところで、それであれば、時間がとても難しい、それは例えば今日のような会議を何回ぐらいやらなきゃいけないかというようなことを、具体的な想定をしながらじゃないとなかなかスケジュールも見えてこないから、私の中ではまだスケジュールが見えてこないの、もうちょっと詳しくスケジュールの中身についても説明していただきたいなという質問も含めています。

青木(洋)さん

先ほど幸村さんのほうから具体的なご提案があったわけですが、行政側がどう考えるかということももちろんお示しいただきたいんですけど、私たち、ここに参加している皆さんも、じゃ、どういうやり方でこのワークショップを、もし今後、この項目の内容から含めて、内容を検討する上で、条文策定までやっていく覚悟で続けるのかどうかということも、皆さんの同意というのでしょうか、覚悟というのでしょうか、そういうものが出されてスケジュールも進んでいくのかなと思うんですが、皆さんの意思というんですか、そういうものも出す必要があるのかなと思いますが。

濱村さん

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

どういふ進め方をするか整理してよ。話がごちゃごちゃして、わからないよ。

もう一回整理しますと、ワークショップ、7月の12回までというところで、今日、案として11-2の資料を出していますけれども、まだまだ足りないところがあるので、そこは、あと2回で終わるかどうかはわからないけれども、そのまとめをしていくと。そこまでは、まずよろしいですか。

(「はい」の声あり)

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

幸村さん

事務局(村上)

それで、意見交換会というところが、これはまだちょっとはつきりしていないところもありますけれども、ここに出すのは、基本的には条例案に近いものを出すという理解でよろしいですか。その前の段階になりますか。

反対がなければ、そのまま条例になり得る精度のもの。

市民自治推進課、村上です。

今、ファシリテーターのほうからご説明がありましたけれども、ワークショップが、今回と次回でそこで終わるかという話で、終わらなければ、若干、さらに回数を重ねてという部分がございますけれども、その中で、要は、条例骨子案の手前ぐらいのところ、ある程度結論としてまとめていただいて、それで意見交換会の中でご意見をいただきながら文案にしていければなと思ったんですけども、その辺も皆様から、まだ、ここ、これじゃ足りないんだというところでご議論があれば、そこは柔軟に、またワークショップの中で継続してやっていくとか考えていまして、今のところで、事務局で、こういう案でかっちりそこでまとめて、次へ持っていくんだということをお願いする状況にはないということをご理解いただきたいと思います。

山下さん

前半、相当いろいろな方のご意見があったので、そういう方が特に、私がたたき台と言った、たたき台の中を全部書いていただいてもいいんですけど、とにかく自分の意見はこうなんだということを言っていたら、具体的に、そしてまとめていかないと、せっかく皆が集まったのに、何が何でも反対というような感じにとられるか

もわかりませんので、是非、多くの方が、この行政から出された資料11-2が非常に不満だとおっしゃるなら、具体的に、こことこことここですよというようにしていただかないと、抽象的になってしまいますとまとまりませんので、よろしくお願いします。

濱村さん

また話が日程から外れていますので、まず、日程を確認して、次の段階に行きませんか。

渋田さん

浜竹の渋田でございます。

今、大変必要なお意見があったと思いますが、今のご意見は、私の考えとは180%違うご意見でございます。今日、7月10日の会議の第1の議題は、いわゆる条例案を検討することではなかったと思います。すなわちアンケート調査をどうやってするのか、15日からということだったと思います。前回出されたアンケート調査の中で、例えば自治会の人にアンケートを調査するに当たって、ゼロ歳から10歳までの案とか、そういう案が出ておりました。それはだれが見ても考えられないことだということになったので、このアンケートを修正して、事務局のほうから出していただくというのが1だったと思います。間違いなく、そのために2として、素案のほうをつくることについて、自分でつくられる方がおられましたら、素案を事務局へ出してくださいというのが2だったと思います。

そのようなことが現実にはありましたが、今日、今、お話があったように、いつまでに市民参加条例をつくらなければならない、制定しなければならないということはどこにもなっておりませんので、よろしく。

これが来年3月になろうが、4月になろうが、施行されている基本条例が事実として100%動いておりませんので、来年3月までには監査23条のほうもがっちりやりますということが、市議会で提案されて、案としてなされておりますので、それを見てからでも、参加条例というのは十分にいい時期だと思います。ですから、皆さんのほうからご発言があったように、正しい参加条例をつくるために、この皆さんのご出席の会で時間をかけることが一番だと思います。よろしくお願いします。

前回においてあったことを、よろしく、皆さん方にも思い出していただきたいと思います。自治会に提案するこのアンケート調査が、いまだ、今回も出てきておりますが、ゼロ歳から10歳までというようなアンケートの区分になっております。こんな、自治会でやることはありません。よろしくお願いします。

ファシリ  
テーター

(能率協会:白鳥)

すみません。ちょっと1回、休憩を入れさせていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

ファシリ  
テーター

(能率協会:白鳥)

それでは、15分ぐらいということで、2時55分ぐらいを目途にというところまでお願いできればと思います。よろしくお願いします。

( 休 憩 )

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

では、再開させていただきます。スケジュールについて、もう一回確認させていただきます。

今回のワークショップのまとめは、12回までになるかどうかわかりませんが、1回まとめていただくと。そのワークショップの意見と、それから、アンケートが出てくるので、その結果を踏まえて骨子案をつくりますというところがございます。その骨子案をベースに意見交換会を行うというところがございます。

骨子案をどうつくるかというところについては、皆さんの意見を踏まえて、別途ご案内させていただきたいと。要するに、ここの踏まえた案を行政ベースで1回つくってくれということであれば、それをつくりますし、その段階で皆さんの側から参加したいという声があれば、それを踏まえてまず骨子案をつくります。それを踏まえて意見交換会を行います。

意見交換会での意見を踏まえて、いよいよ条例の素案というところを検討する。この場面も、今の段階では、詳細を今時点ではお示しできていませんけれども、皆さんの意見を踏まえて検討すると。その方法については、また別途改めてご案内させていただきますというところがございます。その素案をもとにパブリックコメントにかけていくというスケジュールでお願いしたいということがございます。ということで、スケジュールについてはご確認いただければと思います。

幸村さん

今、ファシリテーターから、条例の骨子案と、それからもう一つは素案とありましたけど、相違点は何ですか。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。明確に定義がされているわけではありません。

素案といいますのは、ある程度、今、庁内で、パブリックコメントにかけるものを素案という言い方で整理をさせていただいております。そこで素案という、まずお示しさせていただいて、そこから逆算してくるわけではないんですけども、素案というものを目指してつくっていく、もうちょっと粗々なもの、大枠のものを骨子案というイメージで、今ご提示させていただいたというところがございます。

幸村さん

2段階にする必要はあるんですか。素案にしちゃえばいいじゃないですか。

事務局(村上)

いや、明確に2段階にする必要というのはございません。ただ、パブリックコメントにかけてしまうものがそこでいきなりできてしまうというふうだと、ちょっと誤解を招くといけないと思いましたので、そう申し上げたというところでもあります。

幸村さん

誤解が、どういう意味なんですか。

事務局(村上)

このワークショップが終わった段階で、突然、パブリックコメントにかけるような、前段のものになっちゃうのかというところがございます。

幸村さん

いや、なっちゃうというか、するかしないかの意思の問題でしょう。

青木(有)さん

でも、大体こうなるんじゃないんですか。

事務局(村上)

そのところを行政が一方的につくってしまうのではないということ。

幸村さん

いやいや、行政がつくるとかつくらない、誰がつくるかということは別だよ。中身の違いを私は今、気にしているだけ。誰がつくるかは関係ない。

村中さん

村上さんが説明されないので、私が説明します。

骨子案というのは、多分、私たちがもしつくとすると、そこまでできるとすると、条例の文章というふうな形のつくり方をしてもいいというふうにして、骨子案がで

きるんだと思うんですけども、それを市民と一緒に作るけれども、法令とかそういうものにきちっと合わせて、パブリックコメントにかけられるように、少し直しを入れてきちっとしたものにするというのが素案だというふうに思っ、私たちは自治基本条例の時にそういうふうに聞いたので、そんなに中身に差異がなくても骨子案と素案という意味の使い方というのは私はわかると思うので、そういうふうに説明されれば、みんなも納得できるんじゃないかと思います。

幸村さん  
渋田さん

よくわかりました。

浜竹の渋田でございます。

今まで国、県のパブリックコメントには、条例とか法律はかかったことはありません。あくまでも報告書に対するパブリックコメントでございます。そこいらのところで十分に、骨子案と素案の中に条例が入っているようなことはないようにしてください。条例をパブリックコメントにかけるといようなことは、茅ヶ崎市においても今までありませんでした。そこいらのことは十分、私は認知しておりますので、よろしくをお願いします。

(「あります」の声あり)

池田さん

そうすると、ワークショップの今回と次の段階のところは、骨子案をつくるためのワークショップをするということ。

それで、意見交換会というのは、誰と、どこで。私たちが今しているようなことが意見交換会という形ですか。その下に協働推進主管課調整会議と意見交換会をするということではないということ。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。

基本的には、意見交換会は、誰と、どこで、まず、どこでは市役所ということになります。誰とは、基本的には、市民の皆様、要は広くお声をかけて。

池田さん

さらに違う人を増やしてということですか。

事務局(村上)

今のワークショップも、実はメンバーを固定していないので、自由参加でどなたでもどうぞということ。ですから、このままこの延長でいくイメージになるのかもしれませんが、基本的に、私たちのスタンスとしては、市民の皆様、お気軽にお越しくださいということで周知をさせていただいて、市民の皆様、どなたでも自由参加という形でやっていく形になろうかと思っております。

池田さん

そうすると、それは骨子案をもとに意見交換会を、違う人がもしかしたら来るかもしれないけど、そこでさらにするということ。

事務局(村上)

はい。

池田さん

そうすると、協働推進主管課調整会議の皆さんというのは、今、職員の方が入っていますけれど、その方たちだというふうに私は認識しているのですが、この人たちは次はどうするんですか。次というか、意見交換会のときは。

事務局(村上)

その時も、必要に応じて、こういう形で参加を求める場合もあろうかと思っておりますし、基本的には、参加していただいて意見を交換していただくというふうなイメージであります。

池田さん

庁内のところに別個で書いてあることは、庁議にかけるために、協働推進主管課調整会議に出ている人たちがこのところに書いてあるのは、庁議とやりとりをするた

めここに別個に書いてあるだけで、特別その意味はない。

事務局(村上) そこに書いてある意味といいますのは、要は、市民の皆様と意見を交換して、それを踏まえて、いわゆる庁内の各課の調整をしてもらわなきゃいけない場面等が出てくると思うんですね。そういうことを想定してちょっと別枠で書かせていただいています。

池田さん 庁内会議にかけて説明してくれるのは、その人たちのメンバーがするというふうな認識でいいんですね。庁議にかけるときに、その人たちが結局は説明してくれるということですよ。

事務局(村上) 庁議にかけるときには、主管課である私たち市民自治推進課のほうで直接的には説明していくことになるかと思えますけれども、その前段で、いわゆる各課に、大きな条例になりますので、庁内でいろいろ調整しなきゃいけない部分もあるかと思えます。そういうところを協働推進主管課調整会議にまず投げて、そこで庁内各課に調整をお願いするような、そういうイメージであります。

池田さん わかりました。

濱村さん 意見交換会で尋ねた意見というのは、生かされる場合もあるだろうし、生かされない場合もあるだろうと思います。ただし、かつて自治基本条例のときは、ほとんど生かされていないなかったという、ありがたい経験をさせていただいたということをちょっとつけ加えておきますけど。

素案をつくる段階で、素案をどういう形でつくるかわかりませんが、ワークショップに参加した人たち、市民が参加するのであれば、その交換会で出された意見をどうするかというのは、きちんとそこで検討して、素案に反映するようなことをしないといかんだろうと。ただ意見交換会を今までのように開いたというのであれば、市民参加条例の趣旨から反しますので、やっていくべきじゃないかなと思います。

意見交換会に出されたものがすべて生かされるとは私は思っておりませんが、なぜ生かしたか、なぜ生かされないかということ、やっぱりこの機会を通じて、はっきり市民の方にわかるような仕掛けをつくっていくことが重要じゃないかなと私は思っております。以上です。

ファシリテーター(能率協会:白鳥) ご意見ということで、よろしいでしょうか。他にはありますか。よろしいですか。そうしましたら、資料11-2の中身をどう取りまとめていくかという議論をさせていただきたいと思います。

先ほどあったのは、条例策定に対して大切にすべき考え方みたいなものを位置づける必要があると。その中に情報共有のも、下の中身とまた重なるかもしれないけど、一たん入れましょうというところがあったかと思えます。

それから、大きい話として、協働というところを位置づけるほうがいいという、そこまでは皆さん、よろしいでしょうか。協働というのをどこかしらに入れる必要があるというか。よろしければ、それを基本的項目のところに入れるのか、あるいは、市民参加の方法・仕組みの大きな1つとして入れるのがいいかというところがあると思うんですけども。

青木(有)さん それも、個別にこういう議論をしながら確定していこうということですか。項目としては入れ込んでいっていますけれども、それを合意しているわけでもないものもあり得るので。だれかが発言したことで、それをもう確定みたいにしちゃうのでもいいのかどうか、ちょっと違和感があるんですよ。

濱村さん それであれば、入れたいものをとにかく提案して、そこから取捨選択したらどうでしょうかね。私、まだ入れたいものがあるので。

山田課長 先ほどから、このまとめ方について、項目立てを、資料等、能率さんのほうで勝手にという議論があったので、その部分はちょっと除いて、今までやってきた中の議論について、この報告書の中で網羅されていないものと、プラスこのワークショップのまとめの中に入れていきたい追加のものがあれば、この場で言っていただいで、形にしていくということはいかがでしょうか。

青木(有)さん 例えば住民投票とか、何か考え方としてそれをどうこうというんじゃないじゃないですか。その下の他市の基本条例文案に主語がないとかね。だから、内容的にまとまったものになっていないと思うんですよ、発言したのはこうこうと言っているだけだから。それをここで確認したみたいと言われると、記録としてはいいけれども、確認は確認で別にしてもらわないといけないと思うんです。

濱村さん 今、確認しているんじゃないんですかね。

中村さん どんどん追加するんでしょう、ここに。

濱村さん 説明をきちっとしてくださいよ。

青木(有)さん 追加も削除も、それ、一々ここで合意をとっていくわけ。例えば、今の住民投票をここに入れるんですか。

事務局(岸田) ここで出しましたのは、先ほど出た意見を意見として羅列しただけなので、それを今、もとにこれから議論という形になるかと思うんですが。

青木(有)さん そうすると、住民投票、ここは要らないでしょうと私が言う、そうするとまた消しちゃう。じゃ、誰か別の人が、いや、やっぱり必要だと言ったら、また書く、そういうことをやろうというわけ。

濱村さん そうなるんじゃない。それはしょうがないんじゃないんですかね。

幸村さん 今日の資料11-2の、ページがないけれども、目次というやつがあるでしょう。その目次で、たたき台が資料11-2ではできていますと、たたき台がありますと、それに不足しているものを追加しましょうという議論をしているんですか。

ファシリテーター (能率協会:白鳥) そうです。

幸村さん そういうことをはっきり言ってください。

ただ、そういうことで出てきたワードじゃないですよ。たまたま、意見のところでそういうワードがあっただけの話で。だから、それを目次の項目に採用すべきかどうかという議論をする、そういう意味。そういうことをやってください、ちゃんと。

村中さん 今日、目次で言うと、2の市民参加の方法・仕組みというのを始めるというふうに予定では書いてあるので、そこと、それから次にやっていって、それでどうしても足りないところとかが多分いろいろ出ていて、ここの基本的項目とか、目次に入れていかなければいけないというものが出てくると思うので、やれるだけのことはやっていただいで、ここのところに新しく出ているものというのは、またきっちりちゃんと、協働なんて全然議論していないので、みんなが共通の認識を持つかどうかというところも危ういところなので、このところをきちっとやりながら全体で認識して、新しく出てきたものは、自分たちでここに項目でこういうふうに入れたいという意見がまたはっきり出てくると思うので、その時にやっていただければいいと思う

んですけど、いかがですか、皆さん。

(「賛成」の声あり)

- 青木(有)さん 似たようなことなんですけれども、パソコンを操作されている方がどういう判断で入れて、消してというのがわからないんですけども、全体の合意事項にはなっていないと思うんですよ。
- 事務局(鈴木) 先ほど皆様のご意見の中であったものを記入させていただきただけであって、全くこれが、最初に挙げられた、策定に対して大切にすべき考え方として記入しているものではございません。すみません。なので、その後の段階で、これをここにどう記入するかを提示していただければと思ひまして、今、お話を進めていたんだと思ひておりました。
- ファシリテーター  
(能率協会:白鳥) そうしたら、大きなところで情報共有とか、協働とか、住民投票という意見が出たというところを頭に入れておいていただいて、市民参加の方法・仕組みという11ページのところから、今日いけるところまでを検討いただくということでよろしいですか。
- 青木(有)さん そうすると、今出ているのは、これとは同列じゃなくて、今日の発言があった事項の記録という意味ですか。
- 事務局(鈴木) はい。
- 青木(有)さん だったらわかりますけれども。
- 中村さん いや、だから、それ、1人が発言して、どんどんやっていって発言して、違う意見があったら、その場でやればいいじゃないですか。それで、その結論をそこに書けばいいので、そんな一方的なあれじゃないと思ひますよ。
- 青木(有)さん だとすれば、僕が言った、例えば住民投票をここへ書くかと言ったら、違うんじゃないかと思うと。その下の行も、ここに書く内容じゃない。
- 中村さん いや、その住民投票を書くかと僕が言ったのは、自治基本条例の中に、住民投票とか情報共有で別途、条例をつくりますと、この扱いをどうしますかということの問題提起ただけであって、ただ、それについて詰めてもらえばいいんですよ。
- 青木(有)さん 中村さんがおっしゃったのは、ここに書いたほうがいいのかという提案じゃないわけでしょう。
- 中村さん 提案というか、こういうことも検討すべきじゃないですかということですよ。
- 村中さん だから、それは検討すべきところに、新しい検討すべきことというので提案していけばいいんじゃないですか。
- 中村さん そうです。それで、いろいろ意見を交わして、それじゃ、要らないよというのなら、それは消してもいいですよ。
- 濱村さん いや、私はそういうふうに理解していたんだけど。そこら辺のところは色々と本当に様々な意見だから、司会者がちょっと整理していただかないと。
- ファシリテーター  
(能率協会:白鳥) 意見は見せないと多分、わからないでしょうから。それで、とれるところはとるし、違うよというものがあれば違うところを整理していくと、そういうふうに理解していただければと思ひます。
- 幸村さん そこで、その項目を取り上げる、例えば、情報共有というのは是非、市民参加条例の中で取り上げましょうよという合意ができたとしても、それを今、裏側に出ている

大きなページの、例えば基本的項目の中で、情報共有というのを1-6にカウントしましょうという議論をしろということですか。

中村さん

僕はそう思っていますけどね。非常に大切なことだから、その部分についても議論したらどうですかと。

幸村さん

条例の項目としろと。

濱村さん

それ、後回しにすると言ったので、とりあえず、どうですか。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

今のは、2-1(5)に入っているんですよ。情報提供という言い方になっていますけれども。それを、先ほどの意見では、もっと大きな位置づけで書いてほしいというご意見があったということです。なので、それを両方で位置づけるのか、片方で位置づけるのかというところは、議論を踏まえて決定していきたいと。

中村さん

どちらでもいいですよ。それは議論して、そのところを皆さんの意見を交わせれば、どちらでもいいですよ。そのことについて議論してもらいたい。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

項目と内容等をこれから確認していただいて議論していただきたいというところですけども、よろしいでしょうか。

中村さん

それともう一つ、抜けているのは、パブリックコメント、ただいまパブリックコメントで市民の意見を伺っていますよね、その時の評価ね。これを行政がちゃんと、こうこういう理由でこういうふうに評価しましたと、その評価の問題がちょっと。現実問題で、先ほど言った市庁舎建てかえの例でそう言ったんですけど、パブリックコメントなり、市民の意見を求めて、それに対して回答があったことに対する市政、市側の見解が出てきますよね。市庁舎の建てかえは、市民の意見を聞いてこうしたと なっていますけれど、でも、どのように市民の意見を評価してやったかというのは何も言っていないんですよ。市民の意見を聞いて建てかえに決定したと市長は言っているので、だけど、ほとんどは市民の意見は反対だったんですからね。だから、そこらの評価の問題です、評価の。

青木(有)さん

中村さん、それはパブリックコメントの項目のところで議論したほうがいいんじゃないですか。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

パブリックコメントのところがありますし、今のところ、2-1(4)で意見の取り扱いというところがありますので、そこの中での意見につながる場所もあるかもしれません。

濱村さん

もしかしたら、項目があるかも分かりませんが、私が見る限り、日常的に市民参加できる仕組みができていないので、全体を通して日常的に市民参加できる考え方なり、仕組みをつくっていく必要があると、大いにこれを議論していただきたいと思っています。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

よければ、11ページから確認していただいてよろしいですか、順番にやらせていただいて。

中村さん

もう一つだけ。条例の改定のところで、今の条例では、参考人として学識経験者の意見、条例の評価ですね、これしかないんですよ。市民が入っていない。そのところもちょっと議論してもらいたいと思うんですけど。

洪田さん

1つわからないんですが、茅ヶ崎市らしい新しい市民参加手法ということが書かれているのですが、3つぐらい例を挙げてくれませんか。私は必要ないと思っています。

市民が参加できる手法であれば、日本国内のどこの市町村がつくったところでも思っております。茅ヶ崎市らしい新しい市民参加手法というのは、3つぐらい、他の市町村にはないけれども、茅ヶ崎市らしい新しい市民参加手法を挙げていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)  
幸村さん

1回、意見としてお受けしまして、市民参加の仕組みの具体的な中でもう一度確認させていただければと思ひます。今、11ページと言ひましたけど、21ページとかの具体的なところからいったほうがやりやすいですか。

ちょっと待って。目次からきちつといかないといけないんじゃないですか。目次にすら載っていないことを、こっち側の二十何ページかで始まったって出てくるわけないでしょう、こっちにないものは。だから、21ページというのは、個別方法でしょう。その前の段階は、じゃ、無視ですか。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

いや、無視じゃなくて、どこから話し始めるのが一番やりやすいかなと。

幸村さん  
濱村さん

だから、上からいったらいいんじゃないですか。

冒頭の説明のときは、個別項目からやるということ言ひて、他にあまり異論は出なかったの、私もそれでいいかなと思ひて発言しなかったんですけど、目次からやるというなら、改めて議論しなきゃいけないですね。

山田課長

もう一回確認させていただきたいんですけど、あと、ワークショップを2回というのは市民の方に示しているところなので、とりあえず今まで話していただいたことをまとめるということをやっていくんだと思ひましたよ。だから、ここで、もし、私は意見を言い足りなかったと、この間で一応グループ討議が終わっちゃいましたので、この間の中では、今までの間ではここを言ひておきたかったとか、そういうことを今回言ひていただいて、それを、今までのワークショップで皆さんからいただいた意見として出したいというふうに私は理解しています。

ここで、いざ条例に入れるかとか、具体的に内容について論議するとか、そういうふうにしてると、先ほどから言ひている意見交換会とどこで区別したりするのかというところがわからなくなっちゃいますから、ここではとりあえず、皆さんの、今までやってきたような具体的問題点とか、そういうものを今回、能率協会さん、項目立ては、先ほど佐々木さんが言われたように内輪で決めちゃった部分があるので、それはともかくとして、それを今回と次回でとりあえず問題点として挙げていただくというふうにしていただきたいというのを言ひたんですけど、私は。違う意見があれば、またそれで議論していただきたいと思ひますけれども。すみません。

幸村さん

私が、目次から、頭からやったらどうだと申し上げたのは、例えば2-1(2)市民参加の時期という項目がありますが、及び実施状況の公表というふうに追加した項目にしてほしい。それから、2-2個別方法の中でない、市民からの政策提言手続というものを追加してほしい。そういうワークショップの一員としての意見を言う機会を初めから奪わないでちょうだいよと、こう言ひているわけです。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

今言ひたような市民参加の時期というところの中で、そういう意見を出していただいて構ひません。それも含めて意見交換をしたいと思ひます。それから、今のところは、市民政策提案については、個別手法の(10)その他という割り方をしてしまっている中に含まれて入っていますので、それも、その項目出しがそれでいいかどうか

ということも含めて、意見をお願いできればと考えております。

幸村さん  
ファシリ  
テーター

(能率協会:白鳥)

だから、その意見をどこで言えばいいの。いつ言えばいいの、タイミングとしては。順番にやっていく中でお出しただいて。

幸村さん

だから、上からいくんでしょう、目次の上から。何で21ページへ飛んじゃうんですか。

ファシリ  
テーター

(能率協会:白鳥)

すみません。21ページというのは、一番具体的なので、イメージがしやすいかなというところ。

幸村さん

これは手法に関してだけじゃない。もっとマクロのところからやらなきゃいけないんじゃないんですか。

ファシリ  
テーター

(能率協会:白鳥)

1ページからのところというのが、今のところほとんど意見が出ていない部分なので、A、B、Cと。

幸村さん

いやいや、そうじゃなくて、だから、そこはいいですよ。だけど、上から行って、目次をきちっと固めましょうよという結論を今日中につくったらどうですか、その合意を。

ファシリ  
テーター

(能率協会:白鳥)

先ほど、そういう方向で行こうかなと思ったんですけれども、具体的にやりながらやったほうが進めやすいんじゃないですかというところがあったので、11ページからやらせていただければなというところをお願いできればと思いますけど。すみません。11ページの市民参加の方法・仕組みの基本的考え方、そこから今日、決めさせていただければと思います。

(「異議なし」の声あり)

ファシリ  
テーター

(能率協会:白鳥)

今のところ、最初の(1)市民参加の対象でございますけれども、意見が出ているのはCグループの意見が出ています。ですので、これをベースに、ここがいい、悪いを詰めていただければと思います。よろしいですか。まず、Cのところの意見をベースで確認していくということよろしいですか。

村中さん

Cのグループって言わないでください。個人の意見ですから、これは。1人の人が言って、こういうふうな意見が出ていたので、みんな、議論をまだCグループでしているわけではないから、Cグループの意見としてここに出ているわけではありません。だから、グループ別には出ているかもしれないけど、1人の意見です。

それから、私は、市民参加の対象というのは、行政の仕事全てに関わってということで、こういうふうに限定しないでほしいと思います。だから、市民参加の対象というのを、反対に決めないでほしいかなというくらいに思っています。多分、違う意見の方がいっぱいいらっしゃると思いますが。

ファシリ  
テーター

(能率協会:白鳥)

個人の意見ということでございますが、一応、進める上で、便宜上はCのところということで進めないとわかりづらいので、そこはご理解いただければと思います。

青木(洋)さん

今の村中さんのご意見は非常に重要なところだと私は思っています。ですが、皆さ

んがどう思うかということもお聞きしたいなと思います。果たして、この市民参加の対象という項目をつくる必要があるのかどうかというふうに私は思っています。対象が要るのかどうか、そして、限定しなくてもいいのかどうかということも、この参加者の中でご意見を聞きたいなと思います。

和久さん

この議論は全体でうまく進むかどうかと危惧があります。今のお二人の意見は、もっともだと思わせるところがあるのですが、そうすると、市民参加って何だということの論議がどの程度されたのかなと、僕がBで振り返ってみると、あまりはつきりしないんですね。市民参加とは何ぞやということが共通認識でないと、多分、今のお二人の考え方を詰めるということはできないんじゃないかという気がしますので、そこを、もしあれでしたらお二人から出していただけるといいなという気がします。

石塚さん

要は、虫食いしてて、項目自体をみんなが選んだことじゃない言葉になっているんじゃないですか。だから、ちょっと違っちゃうんだよね。本当は市民参加とは何よというのが冒頭にあって、市民参加するためには、ある情報がなきゃいけないね、それから、ある方法がなきゃいけないね、それから、ある手続が必要だねというのが、そういう部分だと思うんですよ。だけど、そういう部分は、さっき言ったように、項目の1の部分でやるわけだから、それを抜いちゃったから、それを後で説明しろといったってまた戻っちゃうから、逆に言えば、事例の部分でいくのかどうか、それから、言ったように、文章でどうですかといったときに、そういうまとめ方をしているわけじゃないから、項目とマッチングしていないんですよ、アンマッチなんですね。要は、ずれた意味になっちゃうこともあるんですよ、項目を勝手につくっちゃったから、後から、意味としては。

そこのところをどうするのかという時に、今、仮に、項目が、Cのグループでやった部分がこれだけありましたねと、じゃ、これはこういうことですねと確認するのが1つ。それから、こういうことだったら、項目はこれでいいですかというふうにとらえないと、両方を検証しないといけないんじゃないかと思うのよ、ある部分では。そうしないとまたもとに戻っちゃうから、堂々めぐりをするのは嫌だからね。ある部分の中では、ちょっとこういう部分があります、意図はこうです、趣旨はこうだけれども、項目はこれでいいですかという捉え方のほうがいいのかないかなという感じはするんですけどね。どうなんでしょうか。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

進める中で、大きな考え方みたいにつながる部分は多分、いろいろ出てくると思いますので、それはそれで拾っていくというところが必要になってくるかなと思います。ただ、今、Cが出ているものをどういうふうに取り扱うかという意味で、先ほどの意見では、あまり限定せずにとりようなどころがありましたけれども、そういうやり方をしている、今のところ、あまり、他の条文の例が無さそうな感じもしますけれども、そういう中で、具体的なところがCの中に出てきた。ほかの方の、個人ということですけど。

益永さん

よく分かるんですけども、でも、自治基本条例の第12条に、「市政は、市民への説明の下に運営されること」「市政は、市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること」、3番目に、「市政は、市民の参加の下に運営されること」となっているので、どのようなことに、全てにとったとしても、それが解釈がまちまちではやっぱり条例としてはふさわしくないかなと思うので、例えば私が思いついたものをここで列挙させていただいたんですけども、全てと言った時に、

どのような書き方をなさるのか、批判された方に教えていただきたいなと思います。

青木(洋)さん

今の参加の対象というところでは、私が思うところですが、今、法律の中でも、例えば一番わかりやすい、私たちの身近なところで消費者法というのがあるかと思うんですけども、それも近年、事業者を規制したり、消費者を保護するというような考え方から、今は消費者の主体性を重んじるという方向に変わってきたんですね。というように、世の中の動きは、今、市民が主体で動く。その流れの中で、今、茅ヶ崎市が市民参加条例をつくろう、自治基本条例を受けてつくろうとする中で、市民参加というのは、市政に関わる全てのものというよりは、原則、市民が参加するものであると私は考えています。それは、参加してはならないものがあるのかどうかというところは、実のところ私もわかりませんが、原則、市民は参加する権利があると思っています。ただ、その表現とかは少し考える必要はあるかと思いますが、考え方としてはそういった考え方です。

中村さん

全てというところがちょっと漠然としちゃうので、やはりPDCA、プラン・ドゥー・シー・アクション、その中でそれぞれで、例えばプランの時はどういう関わり方をするか、実施の時はどのような関わり方をするか、それぞれのステップでどのような関わり方をするかというふうにやったほうが、全てと言われると、何か実施も、実際に市役所がやっているような仕事まで入っちゃうのかということになっちゃうので、それはおそらく限界があると思うし、それから、決定も、全て決定するということが本当に実際的な問題かということもあるから、そこらはその各段階でどのように関わっていくかということを考えていいんじゃないかと思いますが。

村中さん

すごく話としては根本のところの話になってしまっているんで、市民参加の多分、新しい方法とかというところを話し合っていくと、皆さんが今、想像していらっしゃる市民参加がみんな一人ずつ違うので、こういう形になるのかなと私は思っています。

青木(洋)さんが言われたように、市民参加の対象という項目を設ける必要がないと私は思っています。全部と言ったのは、市民参加ができるものというのはもちろん限られているかもしれませんが、こういうふうな政策の基本的な計画だとか、条例だとか、大きなものとかというふうな決め方をするのではなくて、私たち、日常的に市民参加を行政にしていくというふうなことをしている者としては、多分、新しい市民参加の方法というところでそういうことが議論されて、そういうふうな日常的に市民参加をしていくというふうなことを考えたときには、ここの計画があるからとか、ここの段階でこうだからとかというふうな対象を決めてできるものではないと思っていますので、ここの項目自体が私は必要ではないかなと思っています。

青木(洋)さん

さっきの、書かれている私の意見ですけども、ちょっと違うんです。私の言い方が悪かったのかもしれませんが、参加の対象、原則、市民が参加するもの全てを対象とするというのではなくて、市政に関わるものは、原則、市民参加の権利があると、そういう意味合いで私の考え方を言ったままで、参加するもの全てを対象とするというのは、ちょっと違うんじゃないですか。原則、市政に関わるものには市民参加の権利があると、そういうことを申し上げたかったんですが。

幸村さん

基本条例第3条に、市政の定義として「市が行う活動の全体をいう」と、そういう定義がありまして、第5条で、市民の権利とありまして、2項で、「市民は、市政に参加する権利を有する」。16条で、市民参加の詳細は別に定めると、これが自治

基本条例の市民参加に関する3つの大きな影響がある、効力のある条文かなど。これはこれで正しいと思いますが、実は1つ、私が最近の課題として感じるのは、市が行う活動の全体を市政という、この市政という定義が、新しい公共という概念が導入されて、新しい公共は、従来のように官が一括してにらむものではなくて、民もにらむものよと、そういう概念が今、あちらこちらで相当にまちづくりで大きな影響を与えるという社会情勢になっておりまして、それはそれで正しいことだろうと思いますが。

そうなってくると、例えば、皆さんにもお配りされていると思いますが、市がつくった協働のガイドラインの中に、従来の公共というのは、行政がやってきた市政そのものであると、それから、新しい公共では、新しい公共空間として、市はやらないけれども、民間がそれを担うと。例えばNPOだとか、コミュニティだとか、場合によっては企業がそれを担う、そういうような公共の空間ができてくるんだと。そういう、言ってみれば多重構造になった公共という範囲が、空間があると。じゃ、基本条例で定めた市政、市民が参加する権利を有している市政というのは、どういう範囲を、この条例をつくる際に想定して考えたらいいのだろうか、という点で大分、今、個人的な悩みを抱えております。

そういう意味では、市政の定義というものを、茅ヶ崎なりに新しく、新しい公共空間という存在をお互いが認めようというまちづくり、これは総合計画が既にそういうことを謳って、それが今年度から効力を発しているわけですから、今さらそれはないよということにはならないだろうと。そうすると、その有効期間に入った中で新しい市民参加条例というものをつくるとすれば、これからまちづくりを目指そうよという要素も当然加味した、意識した条例にしておかないと、いろいろ将来困ることになるかなど考えますので、市政というものの定義をきちっとしておくことも大変重要な段階かなど、そんなふうに考えているのですが、いかがでしょうか。

だから、市民参加という定義よりも、むしろ市政、参加する対象の市政というものの定義を明確にして、お互いがそれを共有、行政も市民も、官も民もそれを共有できるという体制、環境下でないと、どんなに先進的な市民参加条例をつくっても、なかなかそれを共有するという環境が生まれなかなど、そんなことを今、感じています。

中村さん

それは、私、先ほど言ったように、もっと重要なのは、市民の関わり具合ですよ。参加というところで、どこまで参加できるのか、あるいは、どこまで参加するのかと。例えば計画においても、計画策定まで本当に一緒になってやるのか、あるいは、計画に色々なアドバイスをとか、意見を提供するだけにとどまるのか、決定にしてもそうです、最終決定まで関わるのか、あるいは、決定のための参考意見を出すのかとか、そのところをまず明確にしないと、それが市民参画というか、参加の一番重要なところだと思っているんですね。

市政そのものは、市政に関わることは、これと思えば、市民のほうから提案というか、申し込みをして、そういうことができるような条例にするとか、あるいは、市側が、そういう場合には必ず参画を保障するというような条文にして、どこまで参画するか、できるかと、それをやるのが一番大切だと思いますけどね。

和久さん

これまでの何人かの発言の方で、今まで非常に重要な問題がなかなか論議されないで、この全体の場に出てきたなど、そういう印象を受けます。非常に大事なんですね。僕も確定的な意見を述べるという状況ではないのですが、ちょっと順序不同でお話し

します。

今の幸村さんが言われた、市政は何だと。これについては、自治基本条例の定義のところで「市が行う活動の全体をいう」と定義されていて、今、市民参加条例を論議する段階で、この範囲では進まないかどうかということが問題だと思うのですが、一応これを踏まえていいんじゃないかと僕自身は考えています。

それから、村中さんのほうから、新しい市民参加という表現があったのですが、新しいということは、新しくない、あるいはそれ以前の市民参加という概念と区別されて言っているのかどうか、そのところがいま一つ不明ですね。僕自身は、新しいという言葉をつけずに、これまで言われてきている市民参加というものを実質化するという考え方でいいのではないかととらえています。

それから、青木洋子さんから、市民と行政の、市政の基本的な関係について発言が、市民参加との関係で述べられていたのですが、そのことは、市民の主権者としての立場を述べたものとおそらく同義ではないかという判断をいたします。そういう意味では、やはり具体的に市政に市民の意見がきちっと反映できる、そこで論議をするとかいうような、一連のしっかりした手続と内容と、そして行政への影響というようなものが、誰にでも分かるような形できちっと定義される、手続が定義されるというようなものをやはり市民参加として明確にしたほうがいいのではないかと考えますので、その点では、中村さんが言われたことと非常に似ていると僕自身は判断しております。

石塚さん

私は、市民参加と言うからちょっと曖昧になってしまうので、市民が行政参加というふうにしておいて、定義とかそんなのは決めないで、参加できる権利を持っているところだけでいいんじゃないかと思うんです。

要は、市民が行政の部分に参加することができるように、それは部分でいいんじゃないかと。それで、やれるかやれないかというのは、市民が全部365日ずっとやるわけじゃないですから、経過を見守ることも市民参加であるし、意見を述べるのも市民参加だし、その辺の変化があるときに、また、あったら、それにまた意見を言うこともできる。それは自由であって、押しつけ的なもので、決めたなら最後まで責任をとらなきゃいけないというようなことではないんだろうと。

要は、こういうふうにするぞ、じゃ、それに何があるのかというのを自分なりに判断し、その情報を開示したものを自分で判断して提案していく。それでどういうふうに行くのかというのは、その都度、変化ごとにPDCAの中でチェックしていけばいいと。そのときに、自分が、何かそれと違う方向に行くべきだというふうであれば、そこで意見書を出す、そういう権利を有することが市民参加であるんだろうと。

だから、市民が行政参加というだけでその枠を決めたり、そういう対象にするというようなものじゃなくて、自由な部分で冒頭ではいいんじゃないか。だから、市民参加というから余計おかしくなっちゃうんだし、それから、対象なんてつけるからおかしくなるのであって、市民が自由に参加できるということで、市民が行政参加というだけでいいんじゃないかと私は思うんですけどね。以上です。

濱田さん

今のお話の続きにはなるかと思うんですけども、平たく言いまして、市民参加ということはどういうことでしょうかということを考えてみますと、市民が、地域的公共的課題の解決に向けて、行政や社会らに対して何らかの影響を与えようとする行為であるよと。

市民参加には、確かに先ほども出ていました「対象」という言葉が出てくるんですね、参加の対象により、1つは、行政への参加。行政が実施主体で行う市民参加、これはアンケートとか、パブコメとか、審議会等への市民の公募、市民会議等による条例・計画への提言等の作成等。あとは、市民が請求する市民参加は、住民運動、これは市民政策提案手続、住民投票の実施請求等ということが謳われているようです。それと後もう一つ、議会への参加、コミュニティへの参加、それから、NPOへの参加。いわゆるコミュニティとNPOの場合には、市民公益活動への参加という言葉で何かくくられているようです。

これは伊達市のほうの、いわゆる市民参加とは何かという条文をちょっと読ませていただきました。

青木(有)

皆さんの議論の中から大事な部分が出てきているんじゃないかと思うんですけども、従来の市民参加というのは、2-2の個別手法という形で書かれているように、行政がいろいろな施策を決定、推進する上で、市民の意見を聞くというような、聞くのは聞くけれども、あとは行政判断で決定したり、実施したりするというのが従来のパターンだったように思うんですよね。

例えば、ここの(9)ワークショップということについても、従来のワークショップという概念で言えば、グループに分かれていろいろ意見を出して、こういう意見がありましたというところで終わりになって、あとは、条例案をつくるというのは行政のほうでお任せいただくという形で、市民の意見を聞くけれども、政策決定、実施は、行政のほうにお願いするというか、行政のほうで仕切るという形だったと思うんですが、今回のワークショップが、従来のものとは違った形にやっぱり変化、発展しているんじゃないかと思うんですよ。それは何かというと、市民が、やっぱり主権者として条例案を策定するに当たって意見を述べて、策定に向けての主権者としての立場を発揮するというようなことになってきているので、行政のほうもそれを受け入れてくれて、変化しつつあるように思うんです。そういう点で、やはり従来とは違ったステージに来つつあると思うので、そういうものをきちっと参加条例の中に織り込めるように是非ともしていきたいなと思っています。

中村さん

先日、相模女子大の先生の講演がありましたね。あの時に、実際に自治基本条例をつくって、それがちゃんとうまく運営されているか、生きた運営がされているかというほとんどされていない、八十何%がもうされていないと。その理由は何かという市長の態度だと。これが最大の原因。

そこで、我々もそういうことを聞くと、やはりこの自治基本条例をつくっただけじゃしょうがないんですが、これが実際に運営されていかなきゃいかん、実質的に。そのためには市長に対して、我々は色々なことを要求していかなきゃいかんと思うんですね。その要求、例えば、先ほど言った評価についても、市の指定した学識経験者しかできないのですが、そうじゃなくて、市長に対して、我々市民は現状は満足していませんと、これはこういう問題があつて、こういうことを改善してくださいというような申し入れをして、市長から必ずそれに対する回答を得るとか、要するに、市長が本当に真剣にこれに取り組んでいるかどうかを我々が評価して、我々がそれで問題があると思えば申し入れて、市長がそれに対して回答すると、そういうようなことも1つの方法として考えて、市長に本当にやってもらおうと。これが単につくっただけに終わらないためには、この間のお話を聞いていて、そこが必要じゃないかなと思ってお

ります。

渋田さん

今のご意見、非常に私も賛同するところがあります。茅ヶ崎市、または国等が、または今、福島的事件でテレビ等に出ておられる先生方、学識経験者とか、専門家として出ておられる先生方がテレビその他にたくさん出ておられますが、実際に福島の原子力発電所には入ったことがない、ただ東大の先生だ、いや、〇〇大学の先生だというようなことで、マスコミが学識経験者として、テレビに出ておられる先生方が多くて、本当に原子力発電所のいわゆる施設そのものを知っているのか、1気圧でなぜ爆発したのか、平常気圧でない、そういうこと、それから、どんな燃料を余分に使い過ぎちゃって、たまたま津波が来たので爆発したというようなことになってはいますが、あれ、黙っていても6カ月から1年のうちには爆発したんです。それが事実です。

そのようなことと同じように、茅ヶ崎市において、学識経験者とか、それから知識者として市長が選ぶという人たちが、本当に茅ヶ崎市民のことを知っていて、市長のそういう委員会か何かの委員になっておられるのかということが一番大切だと思います。茅ヶ崎市は、4万6,000人、六十何年前にできた市でございまして、今、25万人になっております。ただ、古いだけが市民ということではないということも十分わかっていますが、学識経験者として、この新しく皆さんがおつくりになろうとしている条例について意見を述べるまでは、ここに書いておりますように、市民参加の対象となられる、いわゆる本当の市民の方が参加されるような、基本的な共通する意見の考え方として載せることが大切だと思います。

ちょっとはしよりましたが、本当に茅ヶ崎市のことを思ったださっている皆様方と、これに今日は出てこられない方たちが本当の参加者だと私は思っております。よろしく願います。意見として皆様方にお話しいたしました。

和久さん

若干、先ほどの意見に補足したいと思うんですが、市民が主権者だという立場からいうと、全ての市民の意見や状況をできるだけ市政に反映するということが基本だと思うんですが、それら全てについて市民参加で行うことはできるかという、これはなかなか困難だと思うんですね。そういう点で、日常的に市民の意向を確かめる、日常的に確かめるということはできないと思うんですが、できるだけそういうものを把握する。アンケートの方式だとか、あるいは、子供たちに何か、市のこれからのまちづくりのあり方について、作文だとか、絵をかいてもらうとか、そういうことについての有効性はどうなんだろうということがBグループで論議になったことがありました。

このときに、特にアンケートをつくるときに、市が都合がいいように誘導するような設問を行うというようなケースがやはり過去にはあった、こういうことはやはり厳に慎まなければいけないという論議があったんですね。そういう問題が、市民の意向を確かめる手段というのはたくさんあると思うのですが、そういうときにやはり貫かれないといけない、公平性、透明性の問題。

それから、重要な施策を考える際にも、今回も建てかえ問題が色々出てきましたけれども、客観的に、やはり公平な選択肢を市民に示すという立場からも、しっかりした客観的な調査、資料を提示すると、このことが情報提供とあわせて非常に重要だというようなことがあるのではないかと思います。

それから、地域の状況や市民の意見が色々な形であるわけですが、その時々政治家、すなわち市長や議会の意向によって最終的にいつでも決定されるというだけでい

いかどうかというと、やはりまちづくりの継続性、政策の継続性というような問題もありますので、これも絶対正しいというふうには言えない問題点を持っているんじゃないかと思います。

そういう点では、横須賀市が行っているような、行政の中に社会調査、政策調査・研究、こういうことをきちっと継続的に行う、ある種、中立的な機関を設けて、そこがやはり市政についての展望をしっかりと押さえていくというような活動も必要じゃないか。こういうことに基づいて、やはり市民の意向も踏まえながら、公平性、透明性を保った形で政策決定がなされる、こういうことも市民参加の本当のあり方の問題、青木洋子さんが言われたような、主権者は市民だということを実質的に担保していく不可欠の観点ではないか、こんなふうに考えています。

中村さん

それから、市長の責務として、これは、今回の選挙で選挙公報には市庁舎の建てかえということを謳わなかったんですね。いわゆるマニフェストに書かれていないものについて、やはり今後、重要な案件、あるいは多額の投資が必要な案件については、市民の意見を改めてそこで求めるようなことをしていかないと歯止めが利かなくなっちゃうんですね。だから、そこも非常に今、問題に思っています、私は。こういうことで、そういうようなちょっとまともなやり方じゃないですね、逃げたような形で。だけれど、結局は市の決定だというふうにまだ変わっておりません、従来から。

これは、やはり市民主権というか、そこからは外れたやり方だと思っていますので、こういうものもどうしたらストップできるのか。もちろん選挙の立候補の時ですから市長ではないんですけども、そういうものは、市長になった場合には、選挙公報で書かれていなかったような重要施策については、改めて民意を問うというふうなことも求めてもいいんじゃないかと思います。

村中さん

今、市民参加の対象というところの話を多分しているんだと思うので、どこかに行ってしまったのかなと思いますし、もし、そういうふうに広げて考えるんだったら、基本的考え方というところでもう少し議論したほうがいいのではないかと思います。

先ほどからずっと手を挙げていたので、指していただけなかったのですが、和久さんがさっき言われた、私が「新しい」と言ったことに対するお話ですけども、私は、今までこの指針の中とかになかった具体的なという意味で「新しい」と言ったのであって、茅ヶ崎市は市民参加が盛んだと私は思っていますし、他の自治体に比べれば市民参加で色々なことを日常的にもやっているからこそというところも、この中にちゃんとシステムとして入れていっていただきたいなと思っているので、そのように発言しました。

先ほど言われたような、計画を策定するという方法とかということに関しては、個別のところでは策定委員会とかというところの内容できちっと入れていくべきだというふうにも思っています。たまたま私は、環境基本計画を策定する市民会議の座長をさせていただきましたけど、幸運に恵まれたというか、決定権は最終的にはありませんでしたけれど、市民の意見というのはほとんど入って策定ができたということで、こういうふうな幸運だったからということではなくて、誰がどのように参加しても、それが担保されるというふうな形で条例に書かれていくべきだというふうには思っていますので、市民が主体的に、行政のこういうことに参加したいと思ったときには、どこの分野でも、どういうものでも参加できるという、それを工夫しながらやってい

くということが次のステップにつながっていくんだと思うんですね。この条例をつくれたからって、またそこでとまりではないわけですから、どのような市民参加をしていくかということは、多分、成長していくことだと思っていますし、自治がそれで成熟していくということだと思っていますので、対象を決めていくという必要はないのではないかと思います。

青木(洋)さん

先ほど和久さんのほうから、すべてというところでご意見があったようですが、確かに手続上、その内容も必要になってくるというのは私も同感です。ただ、先ほどは、考え方というところで述べたつもりでおります。

たまたま今、11ページのところに条例の文例が出ているのですが、例えば、参加の機会を確保しないことができるというのも書かれていますが、市民参加といっても、緊急に実施しなければならないとか、執行機関の実務・事務だとか、そういうものが市民参加かと言われれば確かにそれは必要ないかもしれませんが、できないかもしれません。ですから、それは精査するという必要でも必要ですし、そういったものを、条例ですから、こういった文言で書いていく必要、つまり手続だとか内容という意味では必要かなと思います。

ただ、その上段にあります、「確保しなければならない」というところで幾つか書かれているわけですが、4項目に、「特に参画の機会等を確保することが必要と認められるもの」はできるというような書かれ方はしているんですけども、逆を言えば、必要と認めないというふうに、どなたか、その時の権力、あるいは執行機関が認めてしまえば、できないということになってしまうわけですね。

今まで私たちが市民参加で色々やってきた中で、やはりここが一番問題で、要するに、今想定できない、いわゆる想定外の、これから起こるであろう色々なことについて、私たちも本当は市民参加したほうがいいんじゃないかということが起こってきた時に、いや、それは認められない、認められるものではないというふうにここで限定してしまうことに問題があるのであって、どこまでも原則はやはり参加できるという中で、その時の権力者や執行機関がどう考えようと、市民の権利として確保できるということが必要なのではないかと考えていますので、どういうふうな文言が必要かというのはちょっとまだ考えなければなりません、考え方としてはそういった考え方でいます。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

市民参加の基本に関わるようなところの意見もたくさん出ていますので、その辺はそうしたところでまた改めて検討したいと思いますけれども、大きくは、具体的に対象を規定したほうがいいのかという意見と、項目の必要性から含めて具体的に書くのではなくて、全体的に関わるという書き方にしたほうがいいのかという、そういう2つの意見に分かれているかと思えますけれども、その辺に絞って、少し意見があれば、どうでしょうか。

和久さん

村中さん、青木さんから提起されている内容は、僕もよく分かるし、基本的に賛成ですけども、そのことを考慮してどう書くかと。基本的には、僕は、やはり他の市でも定めているような、参加の対象をいわゆる規定するという仕方がいいんじゃないかと考えているんですけど、2人の問題提起はよく分かります。他の方からも論議になっているし、今のBグループでも論議があったというふうに記憶しているんですね。

ただ、その対象を規定しないで市民参加の具体的な権利をしっかりと書き込むという

ことが可能だというふうに、他市の条例等で勉強したということがないものですからイメージがわからないんですけども、そこがもしあるようでしたら、説明していただくと、もうちょっと全体で論議がしやすいんじゃないかなと思います。

渋田さん

少し前のことをお話いたします。藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市等で湘南市をつくらうというお話がありました。しかし、現在の市長さんは、茅ヶ崎市民のために茅ヶ崎市民の目線を見た茅ヶ崎市が残ったほうが良いと、湘南市構想には中立よりも反対的な意見で市民の皆さんの意見をまとめられたと私は思っております。おかげさまで、二宮金次郎みたいな昔の人のような話を出された藤沢市長や平塚市長たちの意見にかかわらず、茅ヶ崎市は、市民の目線で市民のために残った市と私は思っています。

今の市長さんには、私は何回も申し上げておりますが、41歳で市長になられたことがまずかったのかなと思っています。しかし、49歳から53歳になるときは、必ず市民の目線で市民のための茅ヶ崎市をつくりたい、そういうことで選挙に出られたと今でも思っています。皆さんに、私はちょっと古い話をし、また、私自身が、60年前に茅ヶ崎市ができた4万六千何百人の新しい市民、小和田にいました、になった人間として、茅ヶ崎市があるからこそ、この条例もできるんだろうと思っています。いわゆる湘南市での条例ではございません。市民の目線でできる条例と思っていますので、皆様にはお願いいたします。

意見と同時に、今の市長さんが、市民の目線で、記録してください、市民の目線で茅ヶ崎市をつくりたい、茅ヶ崎市民のために独立した市として残っていきたい、市民のための市民の市役所、または市民の目線での茅ヶ崎市にしたいということを十分に私は思っていますので、速記の方、記録のほうをよろしくお願いいたします。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

ちょっと補足しますと、今、出てきたような市民主権とか、その辺の市民の権利みたいなところは、ちなみに言いますと、9ページのところで市民の権利と責務と、今のところタイトルにしていますけれども、そこら辺である程度出てくるようなところが出てくるかなと思います。

中村さん

基本的な考えとして、自治基本条例で書かれたことは、自治基本条例が超越したというか、ここの憲法的なあれですから、そこに書かれたことは守るとして、書かれていないことについて論議したらいいと思うんですが。

その意味で、先ほど和久さんが言われたのは、これ、基本条例では、先ほど濱村さんでしたか、言われた何条かに、市政とは、市の活動の全体をいうと書かれていますので、そういう意味からは、これと違うことを言うと自治基本条例と相反してしまいますので、改めてここで違うようなことを書く必要はないんじゃないかというか、書いてもこれは無効になりますから。ですから、市の活動の全体と、特定なことに限定しない。自治基本条例の幾つか。

幸村さん

第3条。

中村さん

第3条ですか。第3条に書かれていますから、これが最優先されますので、ここではそのまま、市政という定義がありますよね、「市が行う活動の全体をいう」となっていますから、改めて論議する必要はないと思います。

幸村さん

定義そのものが論議の対象になってくるんじゃないか。

中村さん

改正しなきゃ。

幸村さん

手続としては改正ですよ、必要ならば。

青木(有)さん

今、議論されているのは、市民参加の対象のところの項目だったと思うので。今、

スタートはここからだったもので、これが要る、要らないという話がありましたよね。市民参加の対象ということの規定しなくてもいいんじゃないかという意見と、やはり基本的な部分を記載したほうがいいんじゃないかという意見があったわけですね。

このところは、市民参加の対象というふうに規定するか、こちらの7ページの行政・首長の責務、行政の側は、重要な政策の立案とか決定に当たって、市民の参加を求めるということが大事なので、そういうのに参加する、しないというのは、市民として当然、主権者として権利があるわけだから、そちらのほうで規定するか、どちらかで決めればいいんじゃないかと思うんですね。

私、何回かこの場でも言っているんですけども、新しい「地域コミュニティ制度」というのが策定されて市民に投げかけられたときに、その策定のプロセスに市民が参加しない形で、行政単独でつくっちゃったというのがあって、それでは困るということで、行政あるいは首長の責務というようなところで、市民に関わるような政策を企画立案する場合は、早い段階から市民の参加を求めて進めると、そういう責務が行政・首長にあるよというところで歯止めをかければいいのかなど思ったんですけども。以上です。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

行政の役割のところの中では、例えば、他のところの事例で出てくるような義務規定みたいなのが出てくると。それだけで読ませていいか、あるいは、対象という形で明記したほうがいいのかどうかと、そういう考え方で整理していただいたらいいかなと思うんですけども。

石塚さん

いや、両方やるんでしょう。行政は説明する責任があって、参加する責任がありますよ。市民は参加する権利を持っていると書けばいいんだ。

青木(有)さん

権利のほうで書けばいいんでしょう、権利で、対象というよりも。

石塚さん

対象とかそういう意味じゃなくて、だから、対象なんてするからおかしくなるんじゃないかと。

村中さん

もうちょっと絞って、皆さんで、この対象というのをどこまでにするかということを考えていただきたいと思うんですけど、今、示されているような他市の対象とか、それから、このCグループでなっているような対象とか、市民の参加の対象というふうに決めてしまうと、今、私たちが茅ヶ崎市で行っている市民参加の中で枠に入らないものができてしまうという状況になるんですね。それをつくってしまえば、じゃ、私たちは市民参加できないのかと反対になってしまうんですよ。

そういう状況では困るので、このところをつくらなければいけないのか、それとも、対象といったときに、どういう文言を入れたらば全体的に網羅されるのかということとはきちっと考えていかなければいけないと思うんですけど、今、実際にやっている市民参加が、もし市民参加ではないですよと言われるのは、条例をつくったからそれに従いなさいと言われるようになるのは後退することになってしまうので、それはやめていただきたいと思います。

佐々木さん

僕は、対象というのは、全体が、市政全般が対象でいいと思うんです。主権者としての市民で、行政に対しての業務を委託している立場としては、行政が立ち行かなくなったと市民が判断した場合、市民参加で行政の政策を是正していくという見地に立った場合に、やはり政策全部に対して市民の参加の対象を持っているべきと私は思います。

この宮古市のように、宮古市の第7条の4項みたいな形で、行政機関が必要と認め

る場合は参加拒否できる、その場合は、その理由をつまびらかに出すというような条項をもしもつくなってしまった場合に、今回の諸々の東日本大震災の時もそうだけれど、自分の都合が悪いところには、全部、重要なものには参加させないケースというのが多分、行政には出てくるはずなので、そういったものも含めると、満遍なくというか、全てに参加する権利を保障したほうが、市民参加の対象として保障したほうが僕はいいと思いますし、そういう形にしたいと思います。

濱村さん  
中村さん

私もそうですね。

私も同意見ですけれど、その前に、幸村さんが言われた、自治基本条例で変えようがないじゃないですか。定義では、市政は、市の活動全体をいうと、ここに。第5条では、市民は、市政に参加する権利があると言っているんだから、それを何も限定することはないし、限定してしまえば、これは基本条例と相入れませんから、これはここで議論してもあまり意味がないんじゃないか。

それよりも参加という定義ですよ。参加とは、どの程度まで関わっていけるか、それぞれの段階です。そのほうがよっぽど重要なんじゃないですか。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

幸村さんが定義と言われたのは、Aグループの中でも意見をしながら、先ほどの新しい公共とか、NPOへの参加とかいうところがありまして、その辺を踏まえたご意見かなと理解したのですけれども。だから、市政というところに加えて、市民活動への参加とか、そのようなどころまでを含めてのご意見かなというふうに私は捉えたのですが、何か幸村さんから補足等ありますか。

幸村さん

私、今、Aグループに所属していますけれども、Aグループでは、NPOが、新しい公共で、公共の担い手になるということが盛んに言われていますが、NPOは事業資金がなくて、なかなか公共を担う力を持たないと。じゃ、市民が公共を担ってくれるなら寄附しようよと、事業費を寄附してくれると、そうすると、公共が事業として担保されると。そうなったときに、寄附した市民は、市政に、公共サービスを提供する活動に参加したことになるかというような議論までして、一応グループの中では、それも新しい時代には市民参加と言うんでしょうねと、そんな結論に至っているのですが、そういうことも含めて、市民参加という定義が、必ずしも行政の領域の中に市民が参加する、そういう権利を持っているという時代から、少し進化した条例にしないと、これから10年間、まちづくりをこの大方針のもとに進めようというときに、いろいろ不都合が出てくるんじゃないかなと。

それから、そういう意味では、先ほどちょっとご意見がありました、茅ヶ崎らしい新しい参加条例をつくらうというのは、たしか私がどこかで発言したかなという記憶がありますけれども、その新しいという部分は、従来、先駆的なまちが既につくって、実施している条例を教材として使うのは結構ですけれども、どちらかという、おくれればせながらそれを追従しようという茅ヶ崎では、やはり遅れたなりに新しい考え方で条例をつくったと、そういうことをほかの市の参考に、誇りに思えるような、そういう条例にしたいなと、そういう熱意を込めてそう考えているだけです。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

考え方自体がちょっと大きな話なので、それは別のところでまた取り上げるということにして、ここでは主に市政というところを対象にして、そこでの書き方をどうするかというところで整理をお願いできればと思います。

今までの意見だと、基本的な考え方としては、より広い市民参加が対象だという考え方は考え方であると。その中で、あえて対象を狭めずに書いたほうがいいという意

見が多かったかなと思います。

佐々木さん

先ほど、僕も含めて自治基本条例の話を出しましたが、自治基本条例があって、自治基本条例のもとに入っているから、それに逆らうことはできないというようなことを皆さん言っていますけれども、行政当局が自治基本条例をつくった段階で、自治基本条例は最高規範性を持った上位条例ではありませんということを我々には言われているわけです。ということは、自治基本条例に書かれていることと全く違うことを書いても、条例の平等性からいって全く齟齬がないという世界があるんですけども、その辺はちょっと皆さん、頭の中に入れてご意見をいただいて、自治基本条例にあるから安心だとか、自治基本条例にあるからそれは書く必要がないのではないかとではなくて、自治基本条例自体の上位性が当てにならないですから、自治基本条例にあっても、なおさらだめを押す意味でも書いておくとか、そういう考え方で物はつくっていったほうが、この市民参加条例はいいと思っています。

中村さん

対象についてだけ、今、限定して話しますけれども、自治基本条例の第2条には、「この条例は、茅ヶ崎市における自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、自治を推進するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする」と、こういうふうに書かれているんです。そこには色々な議論があったと思います。

しかし、私が了解しているのは、自治基本条例というのは、色々な条例の中の根本的な、基本的な条例ですよ。それをここでは直接的には言っていないけれども、尊重すると、基本として。

ですから、これがもし、市が、そうじゃなくて運営すれば、これは参加条例の中で、そういう場合には学識経験者に任せるんじゃなくて、市民の意見が盛り込まれるような、こういうようなことをやることによって自治基本条例が正しく運用されることを担保するようなことを考えればいいと思うので、しかも、自治基本条例では、もっともっと広く、市民、関わることは全体に関わるのであって、それを自らそのところを制限するというのは、逆にマイナスというか不利になると思うので、何もそんなことをする必要は全くないし、それをやれば、何しろこの基本という考え方、これとは相入れないものだと思っております。

佐々木さん

中村さん、だけど、自治基本条例をつくったときに、最終的な制定をしたときに、それを茅ヶ崎市は、当たり前のようにやったということで、最高規範性に関する条項というのは全部削って、尊重はするけれども、最高規範ではないと言い切りましたので、最高規範性というのは憲法以外にあり得ないということを平気で言いましたので、その辺に関しては、僕は性善説的な甘えにはちょっと疑問があります。

石塚さん

あと30分ぐらいしかないから、ちょっと方向をびしっと決めていこうよ。1個だけでも決めよう。

ファシリ  
テーター

どうですか。具体的に規定したほうがいいという意見の方。

(能率協会:白鳥)

濱村さん

市政全般という形で。

青木(洋)さん

もう25分しかありませんので、せっかく行政の方が参画されていますので、ご意見を伺いたいと思います。

(「発言を」の声あり)

三浦さん  
(市職員)

企画経営課の三浦と申します。

今の対象の話ですけれども、市民参加というのは、私、市政運営とまちづくりに関して、市民が自らの考えで目標を達成することのできる権利を保障するというイメージを持っています。ですから、対象として、基本的には、原則として全般だとは思いますが、その全般というのは、例えば行政が市民参加をしなかった時に、市民の側から代替案があったらそれが提案できて、それを受けたときには、行政は必ず無視ができなくて対応しなければならないと、そういうことがイメージできるようなものとして原則は考えているんですけれども、ただ、原則は原則として置いておいたとしても、行政の側からすると、市がやっている事務事業全てに対して市民参加を制度として設定するという事は現実的ではないと思います。

ですので、原則として全てというふうに置いておいた中で、より重要で必ずやらなければならないというものは、これはやっぱり規定したほうがいいのではないかと僕は思います。それがこの市民参加の対象なのか、行政の責務のところを書けばいいのかというのはどちらでもいいとは思いますが、ただ、原則は原則として置いておいた中で、行政として必ずやるべきもの、重要なものについては何らかの形で規定をしたほうがいいのではないかとというのが私の意見です。

渋田さん

すみません。行政の意見として聞いてください、私の意見はもう言いませんから。課長なり何なりがおられるので、行政の意見として発言してください。

和久さん

職員の方の発言に対して方向性を与えるような発言がありましたけれども、正しくないと思います。市の職員も職員として出てきています。職員の方はもちろん職員として出ていらっしゃいますが、色々と論議を交わす段階では、職員個人として色々と意見を述べるということが非常に重要ですので、私たちはそういうことをお願いして今までも市民としては、きています。したがって、そのような割合自由な立場での発言が、大いに学び合いながら、ディスカッションしながら、よりよい方向性を一緒になって探ると、そういう会議運営上、必要ですので、発言については不適切だと私は思います。

渋田さん

今、25分しかないんだから、市の行政の意見をお話してくださいということで、市の行政の意見を求めたんです。市の職員の意見を求めたわけではございませんので、念のため、今、おっしゃられた方が市の行政の課長さん以上であれば、市の行政の立場としてお話してください。

村中さん

違います。みんな、参加しているのは一緒ですから、市職員の一個人としての発言を求めているのです。

山田課長

今のお話ですけど、Bグループは、そういうふうに私、お願いしてきたんですけど、私たち職員はやっぱり市長の補助職員なので、基本的に、職務上は市長のお考えを公式的には述べる。でも、こういう部分に関しては、私は今回、参加していただいている方々にはお願いして、それは個人的に自分が考えた意見をちゃんと言ってくださいと、それじゃないと意義がなくなっちゃいます。それは私がお願いしてきたところで

(「異議なし」の声あり)

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

今の三浦さんのご意見は、1つは、事務事業全てというふうになるときつい部分もあるけれども、原則としては全てだということでの考え方は一緒のところかなと。後は、ただ、重要なところは、それに付加して、重複しても書いておいたほうがいいんじゃないかというご意見だったかと思います。

濱村さん

行政の責務とか、市民の責務のところでは補足していったらどうかね。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

原則としては市政全般ですということでもとめると。具体的なところは、あえて列記は必要ないということでもよろしいですか。いいですか、そこは。

青木(洋)さん  
佐々木さん

ほかの職員の方のご意見。

原則というものではなくて、市政全般であると言い切ってしまうと、その後で、行政の部分で規定を追加してやるという形のほうがいいと思います。だから、項目で、原則的にはこういうことは市民参加には合わないねとかという話があれば、その辺で規定してやるとか。

小池さん  
(市職員)

全般的ということで、ここで列記しないというふうにまとめていただくような形で発言があったんですけども、私は、やはり市民参加をする余裕がない時間帯、これ、宮古市が出している場合だと、「緊急に実施しなければならない」みたいな書き方をしていますけれども、市民参加を保障して、そのために例えば時間を食ってしまうとか、そういうことで不利益を受けてしまうような人が出るような状況が想定されるのであれば、そういったものはやはり一時的にでも市民参加なしでも実行できるようなことが必要なかなと思いますので、やはり基本的に、必ずやらなきゃいけないものと、ある程度、行政の判断の中でやってもいいものは規定したほうがいいと思います。そのすき間にあるようなものは、当然、基本条例が押さえているのであるから、そこで要求なり何なりをしていただいた中で対応していくような形がいいのかなと。

ある面、自治基本条例を受ける条例ですので、条例をつくるので、何らかの市民の方の権利を保障したり、あるいは制限したりするような項目を設定してしまうのは、条例としてしようがないのかなと思います。以上です。

和久さん

意見が多少食い違っているところがあるんですね、共通したところもあるんです。このまとめ方として列記しない、列挙しないというふうにまとめるというまとめ方は好ましくないんじゃないかと思うんですよ。ですから、両論あっていいわけですよ。権利として規定すべきなのか、権利としても規定するし、義務としても規定する、責務としても規定するというやり方、両方できちっと規定するというやり方もあるわけですよ。そういう点では、ほかの条文との関係でどうなのか。それから、全般的に権利を保障しても、そのことが列挙なしに具体的にその権利が保障されるのかということ、僕自身は疑問に思っています。

そういうこともありますので、条文が具体的にどうなるかと、先ほど僕、1つの例を示していただければということで質問したのですが、それは今のところ示されていませんね。そういうこともありますので、やはり最終的な条文がどうなるかによって、その判断がさらに詰められなければいけないと思いますので、ここでどちらかにまとめるということは、短時間ですので、無理かと思います。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

考え方としては、なるべく多くなんだけれどもということとともに、具体的なものを外さないという言い方はしないと。その時に、今のところ、12ページのCグループのものが具体的な例示としては参考になると思うので、これをちょっとざっと目

を通していただきたいんですけども、この中で一番下の「議会」というのがありまして、これはまたこれで少し大きな話になってくる部分があるかと思っています。列記ということも含めて考える場合に、もし、この中で何かそぐわなそうだみたいなどころがあれば、そこだけ確認しておいてよろしいですか。

石塚さん

一般の分に入っていないんですよ、一般市民参加の。だから、逆に言えば、僕はさっきも冒頭に言ったように、市政が、行政がやるものの、行政の市民参加をするのは、あくまで市民が行政参加する権利を有するとはっきりと謳って、列記するのは構わないんですよ。ただし、この中には、一般に、こういう行政でなくても、市民参加の項目があるじゃないですか。その項がこの中に入っていないよということがあるんですよ。それをどういうふうに入れるかといったときに、行政は、市長は、あくまで何かやる場合には必ず市民参加をさせなきゃいけないということにしておけばいいんだと思うんです。必ずやらなきゃいけないというふうにしておけばいいと思うんです。それだけでいいと思うんです。あと、何か細かく入れると、これだけやればいいんだといつもやられるから、そうじゃなくて、全般に市民が参加する権利を有し、行政は必ず市民参加させなきゃいけないというロックをしておいてやれば僕はいいんだと思っています。もう時間ないからね、まとめろとは言わないけれども。

中村さん

これ、自治基本条例もあることだから、そのままにしておいて、ただ、実際に運営上、問題が起こったときに、それが行政のほうで、これはかなわんよとか、いろいろな問題が起こったときに初めて俎上にこの問題をのせて、それで改定するとか、何かそういう長いスパンで実際に運営してみて、長期間かけて少しずつ改善していくということしか、うまい方法はないと思いますよ。それが一番現実的な方法だと思っていますけれども、最初からそんなに細かく、ああだこうだといろいろな状況を想定して、それに対応するような条例なんてとてもできないと思っていますから、運営上、不都合が生じたら、そこで市民と行政が話し合っ、それで改善の検討をすると、そういうふうな条項を盛り込んだらどうですか。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

青木(有)さん

益永さん

ここでの結論としては、書き方としてのところで何か他にまだあれば。

両論あるから難しいんじゃないんですか……。

とりあえず削除していただきたい、私が提案したんですけども、5番目の、軽微なものチェックしてあるところの項目は削除していただいてもいいかなと思います。

私がここに書いたのは、原則、どこにでも市民は参加できるはずですけども、どうしてもこれだけは本当に外してほしくないということと、あと、市民参加によって、先ほど、不利益が別に生じることもあるというのは、そういったことを感じなくはないです。例えば、職員の方が、市民の方の苦情を1時間も2時間も聞いていて、本当は違う仕事ができるのにできないようなことがあるので、そんなことを考えると、何でもかんでもというのは若干不安があって、こんな書き方をさせていただきました。

幸村さん

今のやりとりは、結局、マクロに考えれば、行政と市民の信頼関係があるかないかだなど、そういうふう思うんですね。だから、信頼関係がなければ、事細かく、てにをはに至るまで規定しておかないと相手を信用できないと、そういうまちづくりを目指すのか、基本条例ができているんだから、お互いに、誰が主権者で、誰が奉仕者

で、だから、その関係がどうあるべきなのかということとはもう決めたから、それを守ろうよという前提に立って、市民参加条例はこの程度の表現で十分だという安心感を持てるか持てないかと、こういうことだろうと思うんですね。

山田さん、そうですね。

小池さん

訂正だけさせていただきますが、私が、不利益をこうむると言ったのは、市の職員が不利益をこうむるという意味ではないです。市民の方が不利益をこうむるという意味で言っていますので。

益永さん

私の発言も違います。

小池さん

でしたら結構です。

益永さん

私が、市民の方の例えば長い苦情に対応している間、他の人の対応が、例えばサービスがひよっとしたら受けられない市民が発生するかもしれないという意味です。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

今日の段階でまとめさせていただきますと、市政全般への参加というのが基本です。ただ、重要なものについては列記して、明記したほうが良いという意見があったのと、それから、緊急性の高い場合とか、場合によっては、条件によって市民参加ができずにやる事務事業もあるというところについて配慮が必要であるというところでまとめさせていただければと思います。

それでは、今日は1つの箱が一応終わりました、次回以降は、13ページ以降をつぶしていくというところをお願いしたいと思います。

幸村さんのほうから、各委員が書きたいことを出したらどうかという意見があった分を確認しておきたいと思いますが、それはどうしますか。

(「異議なし」の声あり)

濱村さん

青木(有)さん

出せる人が出したらどうですか。

幸村さん、言われたのは、条文全体の案をつくったらどうというふうに言われたけれども、今までの発言と同じように、こういう項目が漏れていて是非とも追加してほしいという、個別の意見として出すということを考えておいたほうが良いんじゃないですか。全体をまとめてというと、幸村さんは、条例全体についての個人案をつくったらどうかとおっしゃったように思うんですけども。

幸村さん

青木(有)さん

私はそういう意見です。

そういうことですね。それよりも、項目としてこういうことを追加してほしい、こういう意見を入れてほしいという個々のほうが良いのではないかと、たくさん出る可能性もありますし、そういうふうに思います。

幸村さん

そういう意味で、ご意見が出しやすいように、例えば全体をやっぱり自分で書いてみようと思う方はそうなさったらありがたいし、それから、ここのところは是非これを入れたいなという、部分的なところに自分の意見を集中させるというご提案の仕方でもいいし、どちらでもいいと思いますけれども、いずれにしても、ご自分の意見を一度、条文という形にあらわしてみたいかと思うんですけど、こういうことです。

(「異議なし」の声あり)

ファシリ

出せる方については、そういう意見ですとか、あるいは、項目の漏れについてのご

テーター  
(能率協会:白鳥)

意見をお出しいただくということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

濱村さん

いいんだけど、私、次回、出席できないと思うんだけど、出した意見がどうなったかという後始末だけはちゃんとして、出したけど、知らんよという今までどおりのパターンなしでやってほしいなど。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

はい。今日は10日ですので、次が31日、次の金曜までに出していただくということによろしいですか。

幸村さん

そんな早くは無理でしょう。いや、皆さんがやるというなら、別に反対する理由はないけど。

村中さん

そんなに急ぐことないじゃない。議論している間に出せばいいんだから。そんな来週までに、次回までにというのじゃなくていいんじゃない。

中村さん

だけれど、条文全部をやるとなると非常にあれだから、その骨子、こういうところをつけ加えたらいいとか、そういうようなことを盛り込んだらいいという、その骨子を、条文全文じゃなくて、それをやることでどうですかね。できるだけ大勢の人に出してもらいたいわけでしょう。そういう時に条例もすべて全部書くとなると、本当に出す人って限定されちゃうじゃないですか。

濱村さん

ということで理解します。

青木(洋)さん

最終的に、幸村さんが言われるように、条文化できる方は条文化して提出していくというのはいいのかなと思うのですが、今日の段階では、1項目がやっとこの4時間で。次の4時間がどこまで進むかなというところもありますよね。多分、全部は終わらないという中で、その進捗状況を見ながら、じゃ、次まではこういった意見を出しておこう、項目を出しておこうぐらいのレベルで、あまり全体的なのを今ここで求められても、これからいろいろ議論していくわけですから、その中でご自分の意見は、ここではちょっと発言できなかったけれども、やっぱりこの意見を出していこうとか、そういう方もいらっしゃるかなと思うので、全体というよりは、次の回に向けて、項目出しだとか意見を出すというくらいにとどめてはいかがでしょうか。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

きっちり全部、そういう言い方はしないので、例えば、そういう話であれば、今の時点で言うと、目次の市民参加の方法・仕組みのところの部分について書いていただくということでもいいです。我々としては、ただ、大きな1番のほうは何も意見がないので、そっちのほうで材料があるとありがたいかなというところもあります。

濱村さん

締め切りはいつにしますか。

ファシリ  
テーター  
(能率協会:白鳥)

2週間後の金曜日でもいいですか。までに市民自治推進課さんにお出しいただくというところによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ファシリ

22日までをお願いいたします。

<p>テーター (能率協会:白鳥) 事務局(村上)</p>	<p>それでは、最後になりましたけれども、アンケート実施について、茅ヶ崎市さんのほうからご報告をお願いいたします。</p> <p>市民自治推進課、村上です。</p> <p>アンケートの件につきまして報告申し上げます。先般、6月19日のワークショップでご意見をいただきまして、その中でいただいたご意見、反映できる部分はさせていただいて、本日、お配りしました資料11-4と11-5のとおり修正させていただきました。そのような形で今、進めさせていただいております。</p> <p>資料11-5のチラシにつきましては、各自治会に7月15日号の広報とあわせて回覧を始めていただくような形で依頼をお願いしております。それから、市のホームページにつきましては、7月15日からアンケート入力フォームを掲載いたします。各公共施設につきましても紙媒体で送付いたしまして、アンケートで1カ月半、ご意見をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>ファシリ テーター (能率協会:白鳥)</p>	<p>報告事項ということでございます。それでは、時間になりましたので、本日はこれで終わりたいと思います。長時間にわたりご苦労さまでございました。ありがとうございました。</p>

#### 4. 閉会

<p>事務局(石井)</p>	<p>それでは、皆さんどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。</p>
----------------	---

－以上－